

後期行動計画策定の手引き

平成21年3月

「後期行動計画策定の手引き」

I. 計画における施策目標の共有

1. 国において示されている施策目標
 - (1) 次世代育成支援対策推進法（・行動計画策定指針の概要）
 - (2) 近年の議論
2. 地域における施策目標の検討
 - (1) 統計データに基づく社会環境の変化の把握
 - (2) 人口推計
 - (3) 前期行動計画の評価の実施
3. 地域における施策目標検討にあたっての留意点

II. 地域におけるニーズ把握

1. ニーズ把握の共通の枠組み
 - (1) 調査対象と種類
 - (2) 調査対象の抽出
 - (3) 調査票の配付・回収方法
 - (4) 調査の回答について
 - (5) 調査項目
 - (6) モデル調査項目例
2. 地域ごとの独自把握内容の検討
3. ニーズ把握実施上の留意点
 - ・ グループインタビュー等地域住民の具体的な意見も把握する。
 - ・ 調査の過程を通じて、計画の理念・目的、事業内容等を住民に周知する。

III. 定量的な目標設定

1. 国における定量的目標
2. 全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準
 - (1) 全国共通で設定が期待される事業項目と設定方法
 - (2) 潜在的なニーズ及びサービス目標量の推計
 - (3) 社会的養護関係の計画について
3. 地域独自の目標設定の検討
4. 供給体制を踏まえた事業目標の設定
 - ・ 地域における供給体制のあり方を検討し、各年次の整備目標を定める。

IV. 計画の評価方法の検討

1. 評価の枠組み
 - (1) 評価対象
 - (2) 評価の視点
 - (3) 評価方法
2. 国の提示する評価方法例（具体的な評価方法の説明）
 - (1) 評価指標の設定方法
3. 自治体独自の評価指標、評価方法
 - (1) 評価指標の設定

<ポイント>

1. 国において示されている施策目標

- 次世代育成支援対策推進法および行動計画策定指針に示された「理念」、「視点」、「内容に関する事項」により、行動計画策定の趣旨・施策目標を把握する。
- 次世代育成支援に関係する近年の議論（『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」平成 19 年 12 月 27 日、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」平成 19 年 12 月 18 日等）で示された新しい対策の方向性や課題、推進目標等を把握する。
- 新待機児童ゼロ作戦（平成 20 年 2 月 27 日）の趣旨、目標、具体的施策等を把握する。
- 社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～（平成 20 年 7 月 29 日）で示された対策の方向性等を把握する。
- 社会保障国民会議最終報告（平成 20 年 11 月 4 日）で示された少子化対策の方向性等を把握する。
- 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」
- 上記「中期プログラム」の工程表において位置づけられた「新たな制度体系の制度設計の検討」
→社会保障審議会少子化対策特別部会第 1 次報告（平成 21 年 2 月 24 日）

2. 地域における施策目標の検討

- 前期行動計画策定時点から現在までの、地域の社会環境の変化を統計データ等を用いて把握する。
- 前期行動計画の達成状況や住民の意識に与えた影響等を把握し、前期行動計画の評価を実施する。※後期行動計画における計画評価の考え方をを用いて、可能な範囲で、前期計画についても評価を行う。

3. 地域における施策目標検討にあたっての留意点

- 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携・協働
- 庁内推進体制の整備（少子化対策推進本部の設置等）
- 国と地方公共団体間、地域の企業や民間団体等との協働
など

<具体的な内容>

1. 国において示されている施策目標

(1) 次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策推進法

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/jisedai-suisinhou.pdf>

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって**次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資すること**を目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、**父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮**して行われなければならない。

…

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、**地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進**その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、**地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進**その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

行動計画策定指針

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/koudou-zenbun.html>

三. 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項

1. 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たっての基本的な視点

(1) 子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約の締約国としても子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている。このような中で子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては「**子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう**」配慮することが必要であり、特に「**子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組**」が重要である。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、「**豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう**」、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような「**多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう**」に、利用者の視点に立った「**柔軟かつ総合的な取組**」が必要である。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、「**様々な担い手の協働の下に対策を進めていく**」ことが必要である。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

「**働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現すること**」は、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされている。こうした取組については、地域においても、国及び地方自治体や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要である。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、「**子育てと仕事の両立支援**」のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、「**広くすべての子どもと家庭への支援**」という観点から推進することが必要である。

その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化という状況に十分対応できるよう、社会的擁護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要である。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う NPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて森林等

の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした**様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用する**ことが必要である。

また、児童福祉法第48条の2及び第48条の3の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等をはじめとする**各種の公共施設の活用を図る**ことも必要である。

(7) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、**サービスの質を確保する**ことが重要である。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、**人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進める**ことが必要である。

(8) 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、**各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていく**ことが必要である。

行動計画策定指針（概要）

市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

1. 地域における子育ての支援

- 児童福祉法に規定する子育て支援事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実
居宅における支援 保育所等における預かり支援 相談・交流支援
子育て支援コーディネート
- 保育計画等に基づく保育所受入れ児童数の計画的な拡充等の保育サービスの充実
- 地域における子育て支援のネットワークづくり
- 児童館、公民館等を活用した児童の居場所づくりなど、児童の健全育成の取組の推進
- 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進、余裕教室や商店街の空き店舗等を活用した子育て支援サービスの推進 等

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- 乳幼児健診の場を活用した親への相談指導等の実施、「いいお産」の適切な普及、妊産婦に対する相談支援の充実など、子どもや母親の健康の確保
- 発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくり等の体験活動を進めるなど、食育の推進
- 性に関する健全な意識のかん養や正しい知識の普及など、思春期保健対策の充実
- 小児医療の充実、小児慢性特定疾患治療研究事業の推進、不妊治療対策の推進

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発の推進
- 家庭を築き、子どもを生み育てたい男女の希望の実現に資する地域社会の環境整備の推進
- 中・高校生等が子育ての意義や大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を拡充
- 不安定就労若年者（フリーター）等に対する意識啓発や職業訓練などの実施
- 確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実など、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

- 関係機関が連携した家庭教育に関する総合的な取組、子育て経験者等の「子育てサポーター」の養成・配置など、家庭教育への支援の充実
- 自然環境等を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実など、地域の教育力の向上
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備

- ファミリー向け賃貸住宅の供給支援など、世帯向けの良質な住宅の確保
- 住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設の一体的整備など、良好な居住環境の確保
- 子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備
- 公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進
- 子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心まちづくりの推進

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るための広報・啓発等の推進
- 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、多様な働き方に対応した子育て支援の展開

6. 子ども等の安全の確保

- 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車の安全利用の推進
- 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- 関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の構築、発生予防、早期発見・早期対策等の児童虐待防止対策の充実
- 児童相談所の体制の強化、市町村や関係機関との連携強化、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証、
- 家庭的養護の推進など社会的養護体制の充実
- 母子家庭等の自立支援の推進
- 障害児施策の充実

(2) 近年の議論

『子どもと家族を応援する日本』重点戦略（平成19年12月27日少子化社会対策会議決定）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月18日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）が相次いで発表されており、国における次世代育成支援の新たな方向性や目標を示している。

【参照】

『子どもと家族を応援する日本』重点戦略について

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/pdf/st-1.pdf>

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/pdf/st-2.pdf>

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」

<http://www8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/charter.pdf>

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」

<http://www8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/indicator.pdf>

「新待機児童ゼロ作戦」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/02/h0227-1.html>

「社会保障国民会議 [第三分科会（持続可能な社会の構築（少子化・仕事と生活の調和））](#)
[中間取りまとめ](#)」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyokokuminkaigi/chukan/siryou_5.pdf

「社会保障国民会議最終報告」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyokokuminkaigi/saishu/siryou_1.pdf

「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2008/0729honbun.pdf>

「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2008/1224tyuuki.pdf>

「社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/02/s0224-9.html>

2. 地域における施策目標の検討

(1) 統計データに基づく社会環境の変化の把握

参考として以下に主な分析項目として考えられる事項を示す。基本的には、前期計画で行った分析との比較を行う。分析の項目や視点等は、それぞれの地域の実情に応じて追加・取捨選択されたい（前期行動計画手引き参照）。

分析項目	主な資料	分析の視点・留意点
ア 少子化の動向		都道府県内の他市町村との比較も含めて、当該自治体の特性の把握に努める。
●人口の推移 ・総人口 ・児童人口、年齢3区分別人口	国勢調査 住民基本台帳	
●出生の動向 ・出生数 ・合計特殊出生率	人口動態統計	※前期分析時点からの変化について留意する点 ・親世代の人口の変化、流出入 ・出生数と合計特殊出生率の関係 ・晩婚・晩産化傾向の変化
●婚姻の動向 ・婚姻・離婚率 ・平均初婚年齢	人口動態統計	
●晩産化、少産化の動向 ・母親の年齢階級別出生率 ・世帯あたり子ども数	人口動態統計 国勢調査	
●人口・児童数の将来予測	人口推計結果	
イ 家族や地域の状況		少子化の背景、子育て支援ニーズの背景として、家族や地域の状況を分析する。他市町村との比較も含めて、当該自治体の特徴の把握に努める。
●世帯の動向 ・世帯数 ・平均世帯人員、世帯構成 ・18歳未満の児童のいる世帯数	国勢調査 住民基本台帳	
●就労状況 ・男女別就業率 ・女性の年齢別就業率 ・就業形態、就業時間等 ・第一子出産前後の継続就業率	国勢調査 就業構造基本調査 出生動向基本調査 ニーズ調査 行政資料	※前期分析時点からの変化について留意する点 ・三世帯同居率の変化 ・女性の就業率・就業形態 ・男性の就業時間
●産業・雇用の状況	事業所・企業	・就業者数の産業別構成比

<ul style="list-style-type: none"> 産業別就業者数 主要産業、主要な就労の場 	統計調査	<ul style="list-style-type: none"> 非正規労働者比率 地域活動組織率の変化
<ul style="list-style-type: none"> ●地域の特性 <ul style="list-style-type: none"> 地勢(サービス等利用への影響) 社会的移動の見込み 昼夜間人口比率 地域活動組織の状況 	人口動態統計 住民基本台帳 行政資料等	
ウ 子どもの状況と子育ての実態		<p>どのような支援策が必要となるかを検討するための基礎資料とする。</p> <p>※前期分析時点からの変化について留意する点</p> <ul style="list-style-type: none"> 男性の子育て参加状況 子育てに関する相談相手のいない人の割合 就労支援制度の活用状況 子育ての不安・負担感の変化 子ども・子育てをめぐる問題の変化
●子どもの心身の発育・発達の状況	行政資料 ニーズ調査	
●子どもの年齢別・主要時間帯別の居場所	ニーズ調査	
●子育ての実態 <ul style="list-style-type: none"> 保護者の状況 (男性の家事・育児時間等) 子育てに関する相談相手等 育児休業の取得率、その他就労支援制度の活用状況 	ニーズ調査 行政資料	
●子育てに関する保護者の意識 <ul style="list-style-type: none"> 子育て不安、子育ての負担感 子育て支援に関する要望等 	ニーズ調査	
●子ども・子育てをめぐる問題の動向 <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待認知件数 いじめ、不登校、少年非行等の状況 子どもの犯罪・事故等の被害件数 	行政資料	

(2)人口推計

前期「地域行動計画策定の手引き」の「Ⅱ 人口推計」を参照のこと。

(3)前期行動計画の評価の実施

後期行動計画の評価方法参照の上、データの取得可能性を踏まえて、可能な範囲で前期行動計画の評価を実施する。

※ 詳細は、後期行動計画の評価方法を参照のこと。

3. 地域における施策目標検討にあたっての留意点

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえると、これまで以上に、地方公共団体における児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の関係部局が連携を図るとともに、地方公共団体のみならず、地域における関係機関や企業などの関係者との協働体制の下で、総合的な少子化対策の推進を図ることが必要である。

このため、「総合的な少子化対策の推進について」(内閣府政策統括官(共生社会担当)、総務省大臣官房総括審議官(政策企画担当)、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の連名による平成20年1月22日付け府政共生第47号、総行自第3号、雇児発第0122001号)を発出し、地方公共団体には、「少子化対策推進本部の設置等による庁内推進体制の整備」及び「地域の企業や民間団体等との協働の推進」を図っていただいているところである。

また、次世代育成支援対策推進法第4条では、国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこととされており、策定指針においても、「仕事と生活の調和推進会議」や「次世代育成支援対策地域協議会」等を活用し、恒常的な意見交換を行い、連携・協力して地域の実情に応じた次世代育成支援の推進を図ることが必要であるとされている。

後期行動計画の施策目標の検討に際しては、こうした協働体制を構築し、十分に議論することが期待される。

Ⅱ．地域におけるニーズ把握

地域におけるサービスニーズの把握を行う。ニーズの把握は、原則、市町村レベルで行うことが望ましい。市町村レベルで、実施が困難である場合は、都道府県あるいは広域圏で、市町村別集計が可能な客体数を確保した上で実施することも考えられる。

<ポイント>

1. ニーズ把握の共通の枠組み

- 調査手法：主にアンケート調査により、子育て家庭のニーズを把握する。
- 調査内容：家族類型（父母の働き方、祖父母・地域との関わり等）、サービス利用状況、サービス利用希望、子育てに関する意識 等

2. 地域ごとの独自把握内容の検討

- 手引きに示した共通のモデル項目案以外に、地域で独自の調査を実施する場合には、共通項目の調査票に独自項目を加えて、同時に調査を実施してもかまわない。また、市町村にかわって、都道府県や広域圏で共通項目に基づく調査を実施する場合に、市町村単位で別途、独自項目のみの調査を実施してもかまわない。

3. ニーズ把握実施上の留意点

- 顕在化しているニーズだけではなく、女性の就業率の高まりに応じて必要となる潜在的なニーズの把握が必要である。
- ニーズ調査設計の段階から、地域の子育て当事者、子育て支援関係者等の参画、意見聴取等を求め、計画策定の過程を通じた「参画・協働」を実施することが重要である。
- アンケート調査による基本的な把握に加え、グループインタビュー等地域住民の具体的な意見を把握することも考えられる。
- ニーズ把握調査の過程を通じて、行動計画の理念・目的、事業内容等を住民に周知することも重要である。

<具体的な内容>

1. ニーズ把握の共通の枠組み

(1) 調査対象と調査種類

子育て家庭の生活実態やサービスニーズは子どもの年齢により異なることから、ニーズ調査は大きくは就学前児童（4月1日現在、0歳～5歳）と就学児童（小学1年生～6年生）に区分して行うことが望ましい。

また、就学前児童のサービスニーズについては、0歳児、1～2歳児及び3～5歳児の

区分で調査結果が把握できるようにすることが望ましい。

さらに、就学児童については、本来的には全学年を対象とすることが望ましいが、放課後児童健全育成事業のニーズを把握するという観点においては、最低限、低学年児童は対象とするべきである。

なお、中学生及び高校生や、特別なニーズを有する層（例えばひとり親家庭など）についても、簡便なアンケート調査やヒアリング等によって、別途サービスニーズを把握することが望ましい。

(2) 調査対象の抽出

調査対象者の抽出方法としては、当該市町村の人口規模等を勘案して調査対象数を設定して住民基本台帳等を用いて無作為に抽出する抽出調査と、調査対象者全員を対象とする悉皆調査がある。

抽出調査の際には、年齢別・地域別の分析が可能となる規模の調査対象数の設定と、子どもの年齢及び地区で層化した抽出が必要である。サービス需要は子どもの年齢はもちろんのこと、同一市町村の中でも地域によって偏りがあり得るため、地域ごとの集計及び需要算出が必要となるからである。特に人口規模が大きい政令指定都市及び中核市等については、調査対象の抽出、集計及び推計ニーズ量の算出を行政区ごとに行うなどの工夫を要する。なお、調査回答者（子どもの保護者）の負担を軽減する趣旨から、同一世帯に複数の調査票を配布しないように調査対象者の抽出を行うことが必要である。

また、人口規模が小さく児童数が少ない市町村（就学前児童数が概ね 1,500 人未満）においては、各年齢別の有効回答数が 100 に満たないことが予測される。したがって、結果の妥当性を確保する趣旨から、悉皆調査もしくは近隣の市町村との共同調査を行うことも検討する必要がある。

(3) 調査票の配付・回収方法

調査票の配付・回収方法としては以下のようなものが考えられる。

- ① 郵送配付、郵送回収（郵送調査）
- ② 調査員配付、後日調査員回収（留置調査）
- ③ 調査員面接調査（福祉施設等職員、民生・児童委員等）

調査の実施に当たっては、回答者に調査趣旨及び調査主体が明確に伝わるように、首長名や担当部課長名などで挨拶文を付することが必要である。

また、郵送調査の場合は、一定の回収率を確保するために督促状兼礼状等を送付することが望ましい。一方、留置調査、調査員面接調査の場合は、調査項目の設定及び調査員の選定に注意を払う必要がある。

いずれの方法をとる場合においても、個人情報保護に十分に配慮することが必要である。

(4) 調査の回答について

調査票の回答は抽出された児童の保護者に依頼する。調査の回答に当たっては、原則として抽出された児童について回答を求める。

なお回答に当たっては、個人を特定する必要はないので、原則無記名とする。

(5) 調査項目

家族構成・親の就労状況・身内や地域でのインフォーマルな支援等、個々の家族状況と、サービスの利用実態を中心に把握する。さらに、「潜在的なサービスニーズ」を把握するために、サービスの利用希望や就労等に関する希望も把握する。モデル調査票の様式に依る必要はないが、目標事業量の数値は国から提供を依頼されることを念頭に置いて調査項目の設計をする必要がある。

(6) モデル調査項目例(モデル調査票別添)

1. 基本属性	(1)	子どもの人数
	(2)	末子の年齢
2. 家庭類型作成のための項目	(3)	調査対象となる子の年齢
	(4)	父親の就労状況 : 就労の有無、就労形態、就労時間または帰宅時間
	(5)	母親の就労状況 : 就労の有無、就労形態、就労時間または帰宅時間
	(6)	祖父母の同居・近居状況
	(7)	日頃、子どもを預かってもらえる人の有無(祖父母、友人・知人等)
3. サービス利用率算出のための項目	(8)	対象となる子の現在の各サービス利用の有無(個別サービスの利用状況)
	(9)	対象となる子についての育児休業の取得状況(父親・母親)
4. サービス利用者の利用量算出のための項目	(10)	① 保育サービスの利用時間・利用頻度 ② 育児休業取得期間、復帰時の子どもの月齢、育児休業明けの保育サービスの利用状況
	(11)	① 保育以外のサービスの利用頻度 ② 保育以外のサービスの利用目的等

5. サービス未利用者の利用希望率算出のための項目	(12)	(未利用者の)サービスを利用していない理由
	(13)	(未利用者の)サービスの利用希望
	(14)	現在、利用していないが保育サービスを希望する理由
6. 家庭類型の変更希望に関する項目	(15)	(母親が働いていない場合)就労希望の有無(すぐ or 将来的に)
	(16)	(母親が働いていないが就労希望がある場合)現在働いていない理由
	(17)	祖父母や知人・友人の支援を得ていることに関する意識
7. (サービス利用者の)希望サービス量算出のための項目	(18)	① 保育の希望利用時間・利用頻度 ② 希望する育児休業取得期間、復帰時の子どもの月齢、育児休業明けの保育サービスの利用希望、復帰児に希望するサービスを利用できなかった人の対応方法
8. アウトカム評価のための項目	(19)	① 子育ての不安感、負担感 ② 保育サービスの利便性 ③ 子育てが地域の人に支えられていると感じる割合 ④ 仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる割合 等

Ⅲ. 定量的な目標設定

<ポイント>

1. 国における定量的目標

- 仕事と生活の調和推進のための指針、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、健やか親子21、新待機児童ゼロ作戦など

2. 全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準

- 前期行動計画では、共通事業項目について、供給の現状を踏まえた「事業目標」のみの国への提供を求めたが、後期は、これに加え、「潜在的なニーズ量」等を把握し、国への提供を求める。具体的内容は、別途連絡する。
- 前期行動計画策定の際に求めた特定14事業を中心に、引き続き、全国共通で目標設定が期待される事業について、国への提供を求める。
- 「職業生活と家庭生活との両立の推進」に関する施策については、当該分野における取組が自治体によって異なるため、個別事業単位で共通の目標を設定することは難しいと考えられることから、自治体単位で、少なくとも1つ以上の施策レベル単位の目標を設定することが望ましい。
- 「社会的な養護体制の充実」については、都道府県において、策定指針に基づき必要な事業目標を設定することが望ましい。
- 事業の目標年は、「潜在的なニーズ量」については、新待機児童ゼロ作戦（以下「新ゼロ作戦」）との整合性を図るため、新ゼロ作戦の最終年である2017年の目標とし、足下の事業目標については、後期行動計画の最終年（2014年）とするが、通常保育と放課後児童健全育成事業については、新ゼロ作戦の集中重点3カ年の最終年である2010年も示すこと。

3. 地域独自の目標設定の検討

- 全国共通で目標設定する事業とは別に、地域の実状に応じて、独自目標を設定することが望ましい。
- 地域の独自目標設定においても、可能な限り、潜在的なニーズ量の把握に努めることが望ましい。

4. 供給体制を踏まえた事業目標の設定

- 潜在ニーズを踏まえた上で、地域におけるサービス供給の実現可能性を踏まえた上で、後期行動計画期間中における各年次の整備目標量を設定する。

<具体的な内容>

1. 国における定量的目標

近年、国において定量的な目標値が設定されているものを参考までに示す。

○仕事と生活の調和推進のための行動指針

<http://www8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/indicator.pdf>

○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/pdf/st-1.pdf>

・「仕事と生活の調査の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」のベースとなっている数値。

第一子出産前後の継続就業率の上昇（現在 38%→55%）に対応した育児休業取得の増加
0～3歳児の母の就業率の上昇（現在 31%→56%）に対応した保育サービスの充実（3歳未満児のカバー率 20%→38%）、年間5日の病児・病後児保育利用
スウェーデン並みの女性の就業率（80%）、保育（3歳未満児）のカバー率（44%）が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計。
放課後児童クラブの利用率の上昇（現在小1～3年生の 19.0%→60%）
未就学児について月 20 時間（保育所利用家庭には月 10 時間）の一時預かり利用に対して助成
望ましい受診回数（14回）を確保するための妊婦健診の支援の充実
全市町村で生後4ヶ月までの全戸訪問が実施
全小学校区に面的に地域子育て支援拠点の整備
全小学校区における放課後子ども教室の実施（「放課後子どもプラン」）

○健やか親子 21

http://www1.mhlw.go.jp/topics/sukoyaka/tp1117-1_c_18.html

「健やか親子 21」については、2001年（平成13年）から2010年（平成22年）までの10年間を計画期間として推進しているところである。しかしながら、行動計画において、母子保健分野の課題も含めて計画が策定されるなど、「健やか親子 21」との関連が深く、両者を一体的に推進することが、目標の達成に効果的であると考えられることから、行動計画における平成21年度までの見直しに併せ、「健やか親子 21」についても、計画期間の見直しを含めた第2回中間評価を実施しているところである。その中で、計画期間については、4年間延長して、2014年（平成26年）までとし、行動計画と計画期間を合わせることにしたので、留意されたい。

○ 新待機児童ゼロ作戦＋5つの安心プラン

<10年後の目標>

- ・保育サービス（3歳未満児）の提供割合
20%→38%【利用児童数100万人増（0～5歳）】
（22年度：26%）
※「安心こども基金」では、22年度までに28%に見合う事業量を確保している。
- ・放課後児童クラブ（小学1年～3年）の提供割合
19%→60%【登録児童数145万人増】
（22年度：32%）

○持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」

<工程表>

※2015年の姿

- ・休業中一所得保障（出産前後の継続就業率55%）
- ・働きに出る場合一保育サービス（3歳未満児保育利用率38～44%）
→両給付は統合又は選択・併用可能に（シームレス化）
- ・働いていない場合一月20時間程の一時預かりの利用を支援
- ・学齢児一放課後児童クラブ（低学年利用率60%）
→「小1の壁」の解消

2. 全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準

(1) 全国共通で設定が期待される事業項目と設定方法

下記の事業については、全国共通に、市区町村単位でニーズ量を把握し、目標事業量を設定することとする。ただし、地域における活用可能な資源の状況等により、今後も実施見込みのない事業については、目標事業量を設定しないことは可能である。その場合、設定しない理由を都道府県に報告することとする。

事業名	目標単位
①通常保育事業	人
②特定保育事業	か所
③延長保育事業	か所
④夜間保育事業	か所
⑤トワイライトステイ事業	か所
⑥休日保育事業	か所、人
⑦病児・病後児保育事業	か所、日数
⑧放課後児童健全育成事業	か所、人
⑨地域子育て支援拠点事業(ひろば型、センター型、児童館型)	か所
⑩一時預かり事業	か所、日数
⑪ショートステイ事業	か所
⑫ファミリーサポートセンター事業	か所

} 人
} 人

保育関係のサービスについては、昼間帯（①及び②）と夜間帯（③～⑤）の2グループに分け、潜在ニーズ量を把握し、目標事業量設定の段階で、各市区町村の事業所数等を勘案し、それぞれのサービス毎に分けて設定する。

ショートステイ事業については、市区町村が潜在ニーズを把握し、都道府県に報告。都道府県が広域で調整し、市区町村が目標事業量を設定する。

「職業生活と家庭生活との両立の推進」を目的とした働き方等の見直し（ワーク・ライフ・バランスの実現）に関しては、当該分野における取組が地域によって異なるため、個別事業単位で共通の目標を設定することは難しいと考えられることから、自治体単位で、少なくとも1つ以上の施策レベル単位の目標を設定することが望ましい。

また、社会的養護体制の充実に係る施策については、都道府県において、策定指針に基づき、必要な目標事業量を設定することが望ましい。

事業の目標年は、「潜在的なニーズ量」については、新待機児童ゼロ作戦（以下「新ゼロ作戦」）との整合性を図るため、新ゼロ作戦の最終年である2017（平成29）年の目標とし、足下の事業目標については、後期行動計画の最終年である2014（平成26）年とするが、通常保育と放課後児童健全育成事業については、新ゼロ作戦の集中重点3カ年の最終年である2010（平成22）年も示すこと。

2017年の目標設定にあたっては、ニーズ調査で把握された潜在ニーズ量に、将来の人口動態を加味して設定することが望ましい。

なお、目標事業量は、自治体における施策の点検・評価結果により、計画期間中にも見直しが有り得ることに留意する必要がある。

(2) 潜在的なニーズ及びサービス目標量の推計

先に示した事業の潜在的なニーズ及びサービス目標量については、以下に示す標準的な算出方法により、把握することが望ましい。

標準的な算出方法は、平成20年8月5日開催の全国児童福祉主管課長会議でお示した就学前児童用及び就学児童用のニーズ調査票（案）の設問項目を、最大限活用して推計する場合を例に解説するものである。

[第一段階] …潜在家庭類型の算出

○第一段階の作業により、母親の就業希望による潜在ニーズの把握が行われる。

①ニーズ調査から把握される以下の家庭類型の種類ごとの数を、現状について算出する。

- タイプA：ひとり親家庭
- タイプB：フルタイム×フルタイム（フルタイム共働き）
- タイプC：フルタイム×パートタイム（フルタイム・パート共働き）
- タイプD：専業主婦（夫）
- タイプE：パートタイム×パートタイム
- タイプF：無業×無業
- タイプG：その他

②母親の就労希望により、潜在的な家庭類型の種類ごとの数を算出する。

※①、②について、就学前児童、就学児童それぞれについて行い、就学間児童については、さらに、3歳未満児、3歳以上児の年齢区分も行う。

[具体的算出方法]

1. 家庭類型の算出

(1) 家庭類型の算出（現状・潜在）

1) 家庭類型の種類

タイプA：ひとり親家庭

タイプB：フルタイム×フルタイム（フルタイム共働き）

タイプC：フルタイム×パートタイム（フルタイム・パート共働き）

タイプD：専業主婦（夫）

タイプE：パートタイム×パートタイム

タイプF：無業×無業

タイプG：その他

※サンプル数の関係から有意な分析ができない場合、タイプE、F及びGを同一類型として「その他」としても構わない。

「①父母の状況（両親またはひとり親）」と「②親の働き方」をベースに家庭類型A～Gを作成。

中核市等で、十分な調査客体数を得られる場合は、さらに、「③祖父母による支援」、「④地域・友人の支え合い」の状況を踏まえ、問4の回答を活用し、家庭類型B～Dの下にさらに細かい類型を設定することにより、より詳細に潜在ニーズ量を把握することが可能となる。

潜在ニーズについては、ニーズ調査の「母親の就労希望」に関する項目（問7）において、「すぐにでも若しくは1年以内に希望がある」と答えた人の、希望する働き方（フルタイム・パートタイム）に基づき推計することを基本とする（パターン1）。ただし、問7で「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい」と答えたものも含めて潜在ニーズを把握し、その需要も勘案することもできる（パターン2）。

2) 就学前児童の家庭類型

類型種類		集計対象	
現在	0～2歳	○	○
	3歳～	○	
潜在	0～2歳	○	○
	3歳～	○	

3) 家庭類型算出データ（就学前児童用のニーズ調査ひな型を参照）

○父母の有無：問3

○父親の就労状況：問6（1）

○母親の就労状況：問6（2）

○母親の就労意欲：問6（2）の3.（パートタイム→フルタイムの意向）

問7（無業→就労意向）、問7-1（希望する就労形態）

○子どもの年齢：問1

※上記対象設問のいずれか無回答のサンプルは、集計対象から外す。

4) 現在の家庭類型の算出方法

<ステップ1>

➤ タイプA：ひとり親家庭の算出

母子家庭若しくは父子家庭の割合

=問3の「2. 父同居（ひとり親家庭）」または

「3. 母同居（ひとり親家庭）」を選択した割合

<ステップ2>

➤ タイプB～Gの算出

・算出対象サンプルからタイプAサンプルを除く

・問6（1）と問6（2）のクロス集計

※実数及び構成比を算出

（参考）クロス集計によるタイプB～Gの設定

母親(問6-2) 父親(問6-1)	1. 就労中 (フルタイム)	2. 就労中 (フルタイムだが 産休・育休・介護休 業中)	3. 就労中 (パートタイム・ アルバイト等)	4. 以前は 就労、現在 は就労して いない	5. これまで に就労した ことがない	6. その他
1. 就労中(フルタイム)	タイプB フルタイム×フルタイム	タイプC				
2. 就労中(フルタイムだが 育休・介護休業中)				タイプD 専業主婦		
3. 就労中(パートタイム・ア ルバイト等)	タイプC フルタイム×パート	タイプE				
4. 以前は就労、現在 は就労していない		タイプD 専業主夫		タイプF		
5. これまでに就労した ことがない						
6. その他						タイプG その他

【参考：ニーズ調査結果からの取りまとめ方法】

※就学前児童用調査票（案）の問番号を例として説明

① 現状家庭数

「A. ひとり親家庭」：問3の「2.」「3.」のいずれかを選択した回答者数。

「B. フルタイム共働き」：問6「(1) 父親」で「1.」「2.」を選択し、かつ、「(2) 母親」で、「1.」「2.」を選択した回答者数。

「C. フルタイム・パートタイム共働き」：問6「(1) 父親」で「1.」「2.」を選択し、かつ、「(2) 母親」で、「3.」を選択した回答者数と、逆のパターンで回答した回答者数を足した数。

「D. 専業主婦(夫)家庭」：問6「(1) 父親」で「1.」～「3.」のいずれかを選択し、かつ、「(2) 母親」で、「4.」または「5.」を選択した回答者数と、逆のパターンで回答した回答者数を足した数。

「E. パート×パート」、「F. 無業×無業」についても、同様に集計。

「G：その他」：A～Fいずれにも入らなかった回答者数。

イ 家庭類型構成比

有効回答者数全体に対する、家庭類型AからGの構成割合。

<ステップ3>

➤ 年齢区分別の集計

先に集計したタイプA～Gの家庭類型構成比に問1の年齢データ(2区分したもの)をクロス集計。

※2区分＝「0～2歳」と「3歳以上」

(参考) 家庭類型アウトプットイメージ

家庭類型区分		年齢区分別	統合
タイプA:ひとり親家庭	0～2歳	2%	5%
	3歳～	6%	
タイプB:フルタイム×フルタイム	0～2歳	25%	25%
	3歳～	25%	
タイプC:フルタイム×パートタイム	0～2歳	15%	20%
	3歳～	25%	
タイプD:専業主婦(夫)	0～2歳	55%	45%
	3歳～	40%	
タイプE:パート×パート	0～2歳	1%	1%
	3歳～	1%	
タイプF:無業×無業	0～2歳	0%	1%
	3歳～	1%	
タイプG:その他	0～2歳	2%	3%
	3歳～	2%	

※年齢区分別構成比は、各年齢毎に合計が100%。

5) 潜在の家庭類型の算出方法

【パターン1：すぐにでも就労希望あり】

<ステップ1>

➤ 潜在タイプA：ひとり親家庭 現在と同じ

<ステップ2> ※以下の作業については、構成比ではなく実数で考える。

▶ 潜在タイプB：フルタイム×フルタイム

①パートタイムからフルタイムへの意向

タイプCのうち、「父親がフルタイム」について

→問6（2）「3. 就労している（パートタイム、アルバイト等）を選択した人で、フルタイムへの転換希望で「①希望がある」、「②希望があるが予定はない」を選択した回答者

=これをタイプBへ加え、タイプCからは除く

(参考) タイプCからタイプBへの転換

母親(問6-2) 父親(問6-1)	1. 就労中 (フルタイム)	2. 就労中 (フルタイムだが産休・育休・介護休業中)	3. 就労中 (パートタイム・アルバイト等)	4. 以前は就労、現在は就労していない	5. これまでに就労したことがない	6. その他
1. 就労中(フルタイム)	タイプB フルタイム×フルタイム	タイプC				
2. 就労中(フルタイムだが育休・介護休業中)				タイプD 専業主婦		
3. 就労中(パートタイム・アルバイト等)	タイプC フルタイム×パート	タイプE				
4. 以前は就労、現在は就労していない		タイプD 専業主夫		タイプF		
5. これまでに就労したことがない						
6. その他						タイプG その他

②無業からフルタイムへの意向

タイプDのうち、「父親がフルタイム」について

→問7で「1. すぐにでも若しくは1年以内に希望があるを選択、かつ、問7-1で「1. フルタイムによる就労」を選択した回答者

=これをタイプBへ加え、タイプDからは除く

③現在（元）のタイプBと①と②の移動分を足し合わせる。

(参考) タイプDからタイプBへの転換

母親(問6-2) 父親(問6-1)	1. 就労中 (フルタイム)	2. 就労中 (フルタイムだが産休・育休・介護休業中)	3. 就労中 (パートタイム・アルバイト等)	4. 以前は就労、現在は就労していない	5. これまでに就労したことがない	6. その他
1. 就労中(フルタイム)	タイプB フルタイム×フルタイム	タイプC				
2. 就労中(フルタイムだが育休・介護休業中)				タイプD 専業主婦		
3. 就労中(パートタイム・アルバイト等)	タイプC フルタイム×パート	タイプE				
4. 以前は就労、現在は就労していない		タイプD 専業主夫		タイプF		
5. これまでに就労したことがない						
6. その他						タイプG その他

<ステップ3>

➤ 潜在タイプC：フルタイム×パートタイム

①無業からパートタイムへの意向

タイプDのうち、「父親がフルタイム」について

→問7で「1. すぐにでも若しくは1年以内に希望がある」を選択、かつ、問7-1で「2. パート、アルバイト等による就労」を選択した回答者
=これをタイプCへ加え、タイプDからは除く

(参考) タイプDからタイプCへの転換

母親(問6-2) 父親(問6-1)	1. 就労中 (フルタイム)	2. 就労中 (フルタイムだが産休・育休・介護休業中)	3. 就労中 (パートタイム・アルバイト等)	4. 以前は就労、現在は就労していない	5. これまでに就労したことがない	6. その他
1. 就労中(フルタイム)	タイプB フルタイム×フルタイム	タイプC				
2. 就労中(フルタイムだが育休・介護休業中)				タイプD 専業主婦		
3. 就労中(パートタイム・アルバイト等)	タイプC フルタイム×パート	タイプE				
4. 以前は就労、現在は就労していない		タイプD 専業主夫		タイプF		
5. これまでに就労したことがない						
6. その他						タイプG その他

②パートタイムからフルタイムへの意向

タイプEのうち、「父親がパートタイム」について

→問6(2)のフルタイムへの転換希望で、「1. 希望がある」または「2.

希望があるが予定はない」を選択した回答者

=これをタイプCへ加え、タイプEからは除く

③無業からフルタイムへの意向

タイプDのうち、「父親がパートタイム」について

→問7で「1. すぐにでも若しくは1年以内に希望がある」を選択、かつ、

問7-1で「1. フルタイムによる就労」を選択した回答者

=これをタイプCへ加え、タイプDからは除く

④現在(元)のタイプCからタイプBへの移動分を除いたものに、①~③の移動分を足し合わせる。

(参考) タイプE, DからタイプCへの転換

母親(問6-2) 父親(問6-1)	1. 就労中 (フルタイム)	2. 就労中 (フルタイムだが産休・育休・介護休業中)	3. 就労中 (パートタイム・アルバイト等)	4. 以前は就労、現在は就労していない	5. これまでに就労したことがない	6. その他
1. 就労中(フルタイム)	タイプB フルタイム×フルタイム	タイプC				
2. 就労中(フルタイムだが育休・介護休業中)				タイプD 専業主婦		
3. 就労中(パートタイム・アルバイト等)	タイプC フルタイム×パート	タイプE				
4. 以前は就労、現在は就労していない				タイプD 専業主夫	タイプF	
5. これまでに就労したことがない						
6. その他						タイプG その他

<ステップ4>

➤ 潜在タイプE：パートタイム×パートタイム

①無業からパートタイムへの意向

タイプDのうち、「父親がパートタイム」について

→問7で「1. すぐにでも若しくは1年以内に希望がある」を選択、かつ、

問7-1で「2. パート、アルバイト等による就労」を選択した回答者

②現在(元)のタイプEからタイプCへの移動分を除いたものに、①の移動分を足し合わせる。

(参考) タイプDからタイプEへの転換

母親(問6-2) 父親(問6-1)	1. 就労中 (フルタイム)	2. 就労中 (フルタイムだが産休・育休・介護休業中)	3. 就労中 (パートタイム・アルバイト等)	4. 以前は就労、現在は就労していない	5. これまでに就労したことがない	6. その他
1. 就労中(フルタイム)	タイプB フルタイム×フルタイム		タイプC			
2. 就労中(フルタイムだが育休・介護休業中)					タイプD 専業主婦	
3. 就労中(パートタイム・アルバイト等)	タイプC フルタイム×パート		タイプE			
4. 以前は就労、現在は就労していない					タイプF	
5. これまでに就労したことがない		タイプD 専業主夫				
6. その他						タイプG その他

<ステップ5>

➤ 潜在タイプD：専業主婦（夫）

①無業からパートタイム・フルタイムへの意向

タイプF（無業×無業）について

→問7で「1. すぐにでも若しくは1年以内に希望がある」を選択

=タイプDへ加え、タイプFからは除く

②現在（元）のタイプDからタイプB、C、Eへの移動分を除いたものに、

①の移動分を足し合わせる。

(参考) タイプFからタイプDへの転換

母親(問6-2) 父親(問6-1)	1. 就労中 (フルタイム)	2. 就労中 (フルタイムだが産休・育休・介護休業中)	3. 就労中 (パートタイム・アルバイト等)	4. 以前は就労、現在は就労していない	5. これまでに就労したことがない	6. その他
1. 就労中(フルタイム)	タイプB フルタイム×フルタイム		タイプC			
2. 就労中(フルタイムだが育休・介護休業中)					タイプD 専業主婦	
3. 就労中(パートタイム・アルバイト等)	タイプC フルタイム×パート		タイプE			
4. 以前は就労、現在は就労していない						
5. これまでに就労したことがない		タイプD 専業主夫			タイプF	
6. その他						タイプG その他

<ステップ6>

▶ 潜在タイプF：無業×無業

現在(元)のタイプFから、他のタイプへの移動分を除いたもの

<ステップ7>

▶ 潜在タイプG：その他

母数から、他のタイプすべてを除いたもの

<ステップ8>

▶ 年齢区分別

タイプA～Gのデータに問1の年齢区分をクロス集計

<ステップ9>

▶ 構成比の算出

タイプA～G及びその年齢区分別データの構成比を算出

なお、家庭類型について、調査票の問4の回答を活用し、「祖父母による支援」や「地域・友人の支援」が得られるか否かにより、タイプB～Dの下にさらに細かい類型を設定し、各サービスのサービス利用率等をより詳細に分析することも可能である。

この場合、問4-1、4-2の回答を活用し、祖父母や地域・友人の支援が変化することにより、潜在家庭類型の構成比が変化することを推計することも可能である。

<ステップ10>

▶ 現在家庭類型×潜在家庭類型 クロス

(参考) アウトプットイメージ

	全体	家族類型/潜在						
		タイプA ひとり親家庭	タイプB フルタイム×フルタイム	タイプC フルタイム×パートタイム	タイプD 専業主婦(夫)	タイプE パート×パート	タイプF 無業×無業	タイプG その他
合計	9,820 100.0	467 4.8	3,984 40.6	4,532 46.2	604 6.2	36 0.4	6 0.1	191 1.9
家族類型/現在	タイプA ひとり親家庭	467 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	タイプB フルタイム×フルタイム	2,334 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	タイプC フルタイム×パートタイム	2,113 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	タイプD 専業主婦(夫)	4,629 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	タイプE パート×パート	41 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	タイプF 無業×無業	45 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	タイプG その他	191 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 100.0

【パターン2：いずれ就労希望あり】

ステップ2～9のうち、「1. すぐにでも若しくは1年以内の希望がある」だけでなく、「1. すぐにでも若しくは1年以内の希望がある」または「2. 1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい」と回答した人を移動対象とする。

6) 就学児童の家庭類型

類型種類	集計対象
現在	○
潜在	○

※潜在は2パターン（①すぐに就労希望、②いずれも就労希望）

※就学前児童と同じ方法による。年齢区分集計がないことのみ異なる。

[第二段階] …サービス目標量の算出

1 平日昼間の保育サービス

「平日昼間の保育サービス」としてニーズを捉える時間帯区分の例としては、午前7時～18時までを基本とするが、地域の保育所の運営状況に応じて設定しても構わない。

I サービス目標量の算出

(1) サービス目標量の算出①（平成29年度の目標量）

※3歳未満と3歳以上を区分して算出

①家庭類型別「実児童数」の算出

= 目標年の推計児童数(※1) × 潜在家庭類型(構成比)(※2)

②サービス必要人数の算出

= 家庭類型別の実児童数(①) × 家庭類型別のサービス利用率(※3)

※1 目標年の推計児童数

- ・児童数も年齢区分別の数値を用いる。
- ・推計方法は、前期「地域行動計画策定の手引き」の「II 人口推計」を参照。
- ・なお、全国の将来推計人口の中位推計において、平成29年の合計特殊出生率は1.22となっているが、直近の出生率の動向は、当該推計人口の高位推計を上回って推移していることにも留意が必要。そのための参考として、「目標年の推計児童数」を「現状の児童数」に置き換えて計算された潜在ニーズも算出することが望ましい。

※2 潜在家庭類型(構成比)

- ・[第一段階]で算出されたものを使用

※3 家庭類型別のサービス利用率

- ・IIで解説の方法により算出されたものを使用

(留意事項)

- a. 目標事業量は、児童数の人数である。
- b. 平成29年度目標事業量の設定に際しては、3歳未満児に係るものは、認可保育所の利用希望の水準及び認可保育所、家庭的保育、事業所内保育、自治体の認証・認定保育施設、その他の保育施設（以下「保育5サービス」という。）を加えた利用希望の水準を勘案し、認可保育所（特定保育事業を含む）と家庭的保育事業それぞれの目標事業量を設定すること。

3歳以上児に係るものは、さらに、上記にすべての家庭の幼稚園の預かり保育の利用希望を加えた利用希望の水準を勘案し、認可保育所、家庭的保育事業及び幼稚園の預かり保育を合わせた平成29年度目標事業量も設定することが望ましい。

（平成26年度及び22年度の目標事業量も同様）

- c. 認可保育所及び保育5サービスについては、3歳未満、3歳以上とも、「タイプA ひとり親」、「タイプB フルタイム×フルタイム」、「タイプC フルタイム×パートタイム」、「タイプE パートタイム×パートタイム」の家庭類型について推計する。

3歳以上の保育6サービス（保育5サービスに幼稚園の預かり保育を加えたもの）については、すべての家庭類型について推計する。

- d. 年齢区分別のサービス利用率（ニーズ量の当該年齢区分の推計児童数に占める割合）についても、認可保育所、保育5サービス、保育6サービスごとに算出する。

(参考) 3歳未満のイメージ

	児童数 3歳未満	認可保育所		保育5サービス	
		利用率	ニーズ量	利用率	ニーズ量
タイプA ひとり親家庭					
タイプB フルタイム×フルタイム					
タイプC フルタイム×パートタイム					
タイプE パートタイム×パートタイム					
全 体					

(参考) 3歳以上のイメージ

	児童数 3歳以上	認可保育所		保育5サービス		保育6サービス	
		利用率	ニーズ量	利用率	ニーズ量	利用率	ニーズ量
A ひとり親							
B フルタイム×フルタイム							
C フルタイム×パートタイム							
D 専業主婦(夫)							
E パート×パート							
F 無業×無業							
G その他							
全 体							

e. 【新待機児童ゼロ作戦に基づく緊急ニーズ調査（平成20年8月実施）結果による水準】

○ 0～2歳の保育ニーズ量

①いわゆる「保育に欠ける」子どもの「認可保育所」の利用希望

✓ 平成29年度目標事業量：利用率42.2%

②いわゆる「保育に欠ける」子どもの「多様な保育」（認可保育所＋家庭的保育事業＋事業所内保育所＋自治体の認証・認定保育施設＋その他の保育施設）の利用希望

✓ 平成29年度目標事業量：利用率46.8%

f. 新待機児童ゼロ作戦においては、10年後の目標として、保育サービス（3歳未満児）の提供割合を現行の20%から38%にするため、取組を進めることとしている。

平成22年度における保育サービス（3歳未満児）の提供割合については26%の目標が設定されていることに留意する必要がある。

※「安心子ども基金」では、22年度までに28%に見合う事業量を確保している。

(2) サービス目標量の算出②（後期行動計画最終年である平成26年度の目標量）

○ (1)で算出された平成29年度のサービス目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤等を踏まえて定める。

○ その際、短時間就労などへの対応として特定保育事業を活用する場合は、その事業目標量を定める。

○ 家庭的保育事業については、利用児童数の人数で目標事業量を定めるが、家庭的保育者の目標数も定めることが望ましい。

○ 平成29年度の目標事業量は、できる限り早期に達成されることが望ましい。

○ 最近の経済情勢悪化に伴う保育ニーズの増大等、ニーズ調査実施時以降の経済情勢の変化等も踏まえ、適切に見込む。

○ すべての家庭における認定こども園（午後まで）の利用希望も踏まえ、都道府県と連携しつつ、認定こども園の整備の促進についても併せて検討する。

(3) サービス目標量の算出③（新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間の最終年である平成22年度の目標量）

○ 新待機児童ゼロ作戦では、平成20～22年度を集中重点期間として定め、それを財政面から支援するものとして「安心子ども基金」の設置も行われたところであるので、それらを踏まえて、平成22年度の目標事業量を定める。

○ その際に、最近の経済情勢の悪化に伴う保育ニーズの増大も踏まえる。

II サービス利用率の算出

※現在の家庭類型ごとに算出する。

※3歳未満と3歳以上の年齢を区分して算出する。

○現状の利用率に、利用意向の割合（潜在ニーズ）（※1）を足したものをサービス利用率とする。

※1 現在利用していないが利用したい意向がある割合

[具体的算出方法]

ア. 認可保育所

※現在の家庭タイプのタイプA、B、C、Eの区分ごとに算出。

◇現状

問9-1. で1を選択している割合（ただし、無回答を除いて割り戻す。）

◆利用意向：現在利用している＋利用していないが利用したい

問9-1.で1. を選択している割合

＋（プラス）

問10で1. を選択した者のうち、問9-1で1. を選択していない割合。

イ. 保育5サービス＝認可＋家庭的保育＋事業所内保育＋認証・認定＋その他

※現在の家庭タイプのタイプA、B、C、Eの区分ごとに算出。

◇現状

問9-1. で1～4、7のいずれかを選択している割合（ただし、無回答を除いて割り戻す。）

◆利用意向：現在利用している＋利用していないが利用したい

問 9-1.で 1～4、7のいずれかを選択している割合

＋（プラス）

問 10 で 1～4、7のいずれかを選択した者のうち、問 9-1 で 1～4、7のいずれも選択していない割合。

ウ. 保育 6 サービス： イ. 幼稚園の預かり （「3歳以上」のみ算出）

※現在のすべての家庭類型ごとに算出。

◇現状

問 9-1. で 1～4、7、9のいずれかを選択している割合（ただし、無回答を除いて割り戻す。）

◆利用意向：現在利用している＋利用していないが利用したい

問 9-1.で 1～4、7、9のいずれかを選択している割合

＋（プラス）

問 10 で 1～4、7、9のいずれかを選択した者のうち、問 9-1 で 1～4、7、9のいずれも選択していない割合。

2 夜間帯の保育

I サービス目標量の算出

(1) サービス目標量の算出①（平成 29 年度の目標量）

※3歳未満と3歳以上の年齢区分は行わない。

○平日昼間の保育サービスと同様に算出

(留意事項)

- 時間帯区分ごとに平成 29 年度の目標事業量を設定する。
- 夜間の時間帯区分の例としては、一般的な延長保育の時間帯（18時～20時）、夜間保育の時間帯（20～22時）、深夜・早朝帯（22時～5時）が考えられる。ただし、具体的時間帯は、自治体毎の設定による。
- 休日の夜間については、休日の夜間帯に含めて目標事業量を定める。
- 家庭類型のタイプ A、B、C、E の区分ごとに算出

(参考) 18～20時のイメージ

	児童数	利用率	ニーズ量(※)
A ひとり親			
B フルタイム×フルタイム			

C	フルタイム×パートタイム			
E	パートタイム×パートタイム			
	全 体			

※ 人数

(注) 20～22時、22時以降も同様の表を作成

(2) サービス目標量の算出②（後期行動計画最終年である平成26年度の目標量）

○（1）で算出された平成29年度の目標事業量を考慮し、延長保育事業、夜間保育事業及び夜間養護等事業で対応することを基本とし、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定める。

(留意事項)

- a. 目標量としては、人数とともにか所数も設定する。
- b. 平成29年度の目標事業量については、できるだけ早期に達成されることが望ましい。

II サービス利用率の算出

※現在の家庭類型ごとに算出する。

○現状の利用率に、利用意向の割合（潜在ニーズ）（※1）を足したものをサービス利用率とする。

[具体的算出方法]

◇現状

問9-2（保育サービスの利用終了時間）が、自治体で設定した延長、夜間、深夜・早朝の保育時間のそれぞれにかかっている割合。

例：延長保育を18～20時とした場合

= 「18」を超え「20」以下の回答割合
 （ただし、無回答を除いて割り戻す。）

◆利用意向

問10-1（希望する保育サービスの利用終了時間）が、自治体で設定した延長、夜間、深夜・早朝の保育時間のそれぞれにかかっている割合。

（ただし、無回答を除いて割り戻す。）

3 休日の保育

I サービス目標量の算出

(1) サービス目標量の算出①（平成29年度の目標量）

※3歳未満と3歳以上の年齢区分は行わない。

○平日昼間の保育サービスと同様に算出

(留意事項)

- ・ 家庭類型のタイプA、B、C、Eの区分ごとに算出

(参考) 算出イメージ

	児童数	利用率	ニーズ量(※)
A ひとり親			
B フルタイム×フルタイム			
C フルタイム×パートタイム			
E パートタイム×パートタイム			
全 体			

※ 人数

(2) サービス目標量の算出②（後期行動計画最終年である平成26年度の目標量）

- (1) で算出された平成29年度の目標事業量を考慮し、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定める。
- 目標量としては、人数とともにか所数も設定する。
- 平成29年度の目標事業量については、できるだけ早期に達成されることが望ましい。

II サービス利用率の算出

※現在の家庭類型ごとに算出すること

○ニーズ調査により把握される利用意向の割合をサービス利用率とする。

[具体的算出方法]

◆利用意向

問11（日曜・祝日の利用について）、「1. ほぼ毎日利用したい」、「2. 月に1～2回は利用したい」を選択した割合（「1.」のみを対象とするか、「2.」を含めるかは、自治体の判断による。（ただし、無回答を除いて割り戻す。）

4 病児・病後児保育

I サービス目標量の算出

(1) サービス目標量の算出①（平成29年度の目標量）

※3歳未満と3歳以上の年齢区分は行わない。

○サービス必要目標の算出
 =平日昼間の保育サービスの平成29年度目標事業量（※1）
 × 病児・病後児の発生頻度（※2）
 × サービス利用意向日数（※3）

※1 平日昼間の保育サービスの平成29年度目標事業量
 ・家庭類型のタイプA、B、C、Eの区分に該当する子どもの保育5サービスの目標事業量とする。

※2 病児・病後児の発生頻度
 ・問12について現在家庭類型別クロス集計を行い、この結果から、家庭類型のタイプA、B、C、Eを取り出し、（病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかった経験が）「1. あった」の回答者数を合計したものを、「無回答を除いた回答者全体」で割る。

(参考) 算出イメージ

Q12 1年間で病気やケガで保育サービスが利用できなかった経験

	全体	あった	なかった	無回答		無回答を除いた全体	あった			
家庭類型 / 現在	タイプA	5851	2999	1986	866	家庭類型 / 現在	タイプA	4985	2999	
	ひとり親家庭	100.0	51.3	33.9	14.8		ひとり親家庭			
	タイプB	28176	16966	6813	4397		タイプB	23779	16966	
	フルタイム×フルタイム	100.0	60.2	24.2	15.6		フルタイム×フルタイム			
	タイプC	24636	13578	8047	3011		タイプC	21625	13578	
	フルタイム×パートタイ	100.0	55.1	32.7	12.2		フルタイム×パートタイ			
	タイプD	55000	9377	20786	24837		タイプE	477	265	
	専業主婦	100.0	17.0	37.8	45.2		パート×パート			
	タイプE	563	265	212	86		タイプA,B,C,E合計	50866	33808	発生頻度 ↓ 66.5
	パート×パート	100.0	47.1	37.7	15.3					
タイプF	489	79	198	212						
無業×無業	100.0	16.2	40.5	43.4						
タイプG	2200	882	779	539						
その他	100.0	40.1	35.4	24.5						
合計	122028	45178	40779	36071						
	100.0	37.0	33.4	29.6						

※3 サービス利用意向日数

- ・家庭類型のタイプA、B、C、Eの区分に該当する家庭において、問12-2で、「できれば施設等に預けたい」に回答があった日数の総計と、問12-1で、「5. 病児・病後児」、「6. ベビーシッター」、「7. ファミリー・サポート・センター」、「8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」に回答があった日数の総計を足し合わせる。
- ・求めた「日数の総計」を「できれば施設に預けたい」「5」「6」「7」「8」のいずれかに回答があった人数の合計（「延べ人数」ではなく「実人数」とする。「0日」回答は除く）で割った数。

（留意事項）

a. 【新待機児童ゼロ作戦に基づく緊急ニーズ調査（平成20年8月実施）結果による水準】

- 1年間に病気等により通常の保育サービスが利用できなかった経験を有する割合＝66.5%（無回答を除いた割合）…発生頻度
- サービス利用意向日数 合計平均8.7日

b. 算出のイメージ

平日昼間の目標 事業量（人）	病児・病後児の発 生頻度（%）	サービス利用意向 日数（日）	ニーズ量 （人日）
	×	×	=

(2) サービス目標量の算出②（後期行動計画最終年である平成26年度の目標量）

- （1）で算出された平成29年度の目標事業量を考慮し、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定める。
- 「体調不良児対応型」と「病児対応型・病後児対応型」と区分し目標事業量を設定する。

（留意事項）

- a. 目標事業量としては、日数とともにか所数も定める。
- b. 「病児・病後児保育事業」における「体調不良型」は、あくまで、当該保育所において保育中の体調不良児について看護師等が緊急的対応を行う機能であることに十分留意する。

- c. 病児・病後児保育については、働き方の見直しを同時に進めていくべきものであり、その進展によりニーズ量は変化してくる性格があり、後年度の点検・評価を通じた見直しが必要となる可能性がある。
- d. 平成29年度の目標事業量については、できるだけ早期に達成されることが望ましい。

5 放課後児童健全育成事業

I サービス目標量の算出

(1) サービス目標量の算出①（平成29年度の目標量）

$$\begin{aligned} & \text{①家庭類型別「実児童数」の算出} \\ & \quad = \text{目標年の推計児童数} (\ast 1) \times \text{潜在家庭類型（構成比）} (\ast 2) \\ & \text{②サービス必要人数の算出} \\ & \quad = \text{家庭類型別の実児童数} (\text{①}) \times \text{家庭類型別のサービス利用率} (\ast 3) \end{aligned}$$

※1 目標年の推計児童数

- ・少なくとも小学3年生までのニーズはカバーできるよう推計する。その際、問9で把握される4年生以降のニーズを勘案することが適当である。
- ・平日昼間の保育サービスと同様に算出。

※2 潜在家庭類型（構成比）

- ・[第一段階]で算出された就学児の潜在家庭類型を使用

※3 家庭類型別のサービス利用率

- ・IIで解説の方法により算出された次年度に就学予定の児童を有する家庭の利用率を使用

(留意事項)

- a. サービス利用率（ニーズ量の推計児童数に占める割合）についても算出する。
- b. サービス利用率については、保育サービスとの連続性を重視し、就学前児童のニーズ調査により把握した次年度に就学予定の児童を有する家庭の放課後児童クラブの利用希望を使用する。

c. bによることを基本とするが、適宜、就学児を有する家庭のニーズ調査による利用意向を参考にする。この場合、「利用意向」は、就労家庭の放課後の預かり希望を広く捉え、放課後児童クラブに加え、放課後子ども教室と回答したのものも含めることが適当である。（Ⅱの（参考）参照）

d. 【新待機児童ゼロ作戦に基づく緊急ニーズ調査（平成20年8月実施）結果による水準】

○ いわゆる「保育に欠ける」未就学児を有する家庭の希望から算出した目標事業量

・平成29年度目標事業量：利用率52.9%

（参考）いわゆる「保育に欠ける」就学児を有する家庭の希望から算出した目標事業量

①平成29年度目標事業量：利用率50.8%（放課後児童クラブ＋放課後子ども教室）

②平成29年度目標事業量：利用率39.8%（放課後児童クラブのみ）

e. 家庭類型のタイプA、B、C、Eの区分ごとに算出

（参考）イメージ

	児童数	利用率	ニーズ量（※）
A ひとり親			
B フルタイム×フルタイム			
C フルタイム×パートタイム			
E パートタイム×パートタイム			
全 体			

※人数

f. 新待機児童ゼロ作戦においては、10年後の目標として、放課後児童クラブ（小学1年から3年）の提供割合を現行の19%から60%にするため、取組を進めることとしている。また、平成22年度における放課後児童クラブ（小学1年から3年）の提供割合については32%の目標が設定されていることに留意する必要がある。

g. ニーズ調査で時間帯を把握している場合は、利用時間帯に応じた目標の設定も行うことが望ましい。

h. 問8-1、8-3で把握した土曜日、日曜日のニーズについても、対応する目標量の設定が適当である。

(2) サービス目標量の算出②（後期行動計画最終年である平成26年度の目標量）

○ (1)で算出された平成29年度のサービス目標事業量の達成を念頭に、現状のサ

サービス基盤等を踏まえて定める。

- 平成29年度の目標事業量は、できる限り早期に達成されることが望ましい。
- 最近の経済情勢悪化に伴うニーズの増大等、ニーズ調査実施時以降の経済情勢の変化等も踏まえ、適切に見込む。

(3) サービス目標量の算出③(新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間の最終年である平成22年度の目標量)

- 新待機児童ゼロ作戦では、平成20～22年度を集中重点期間として定め、それを財政面から支援するものとして「安心子ども基金」の設置も行われたところであるので、それらを踏まえて、平成22年度の目標事業量を定める。
- その際に、最近の経済情勢の悪化に伴うニーズの増大も踏まえる。

II サービス利用率の算出

- 現在の就学前児童のニーズ調査により把握した、次年度に就学予定の児童を有する家庭の現在の家庭類型のタイプA、B、C、Eの区分ごとに算出する。
- 問16で、「1. 利用したい」と答えた割合とする(ただし、無回答を除いて割り戻す)。

(参考)

○ 就学児童を有する家庭のニーズ調査による利用意向を参考にする場合には、以下のa(又はb)をサービス利用率として使用する。

※ 就学児のニーズ調査を活用し、現在の家庭類型のタイプA、B、C、Eの区分ごとに算出。

◇ 現状

問8で「1. 利用している」と回答した割合。(ただし、無回答を除いて割り戻す。)

◆ 利用意向

※ 以下の2つに類型について集計(いずれも、無回答を除いて割り戻す。)

a. 放課後児童クラブまたは放課後子ども教室の利用意向

問8で「1. 利用している」と回答した割合

+ (プラス)

問8-3で、(児童クラブを)「1. 利用したい」と回答した割合

+ (プラス)

問8-5で、(子ども教室を)「1. 意向がある」と回答のうち、問8で1を、問8-3で1を選択していないものの割合

b. 放課後児童クラブのみの意向

問8で「1. 利用している」と回答した割合
+ (プラス)
問8-3で、「1. 利用したい」と回答した割合

6 一時預かり事業

I サービス目標量の算出

(1) サービス目標量の算出① (平成29年度の目標量)

※3歳未満と3歳以上の年齢区分は行わない。

○サービス必要目標の算出
= 目標年の推計児童数 (※1) × サービス利用意向日数 (※2)

※1 目標年の推計児童数

・ 平日昼間の保育サービスと同様に算出。

※2 サービス利用意向日数

(1) 一時的に子どもを第三者に預けた日数の実績として、問13で、「1. ある」と回答した者における、①私用、②冠婚葬祭等、③就労で預けた日数、すべてを合計したものの平均日数を、サービス利用意向日数とする。

(2) 問13で、「1. ある」と回答した者における、問14で利用を増やしたい日数の回答日数の平均を1.2倍したものを、潜在ニーズとして(1)に加算。

(留意事項)

a. 第三者に預けた日数としては、既存の一時預かりのサービス利用日数に限らず、家族以外の者に預けた日数を広く含める。

b. 【新待機児童ゼロ作戦に基づく緊急ニーズ調査 (平成20年8月実施) 結果による水準】

○ 1年間で子どもを家族以外の者に一時的に預けた日数：平均15.4日

✓ うち「私用・リフレッシュ目的」= 平均 7.6日

✓ うち「冠婚葬祭、子どもの親の病気」= 平均 3.3日

✓ うち「就労目的」= 平均 9.1日

なお、当該調査では、利用希望の調査項目が設けられていない。

- c. 「子どもと家族を応援する日本『重点戦略』」（平成19年12月）における一時預かり事業の試算では、非就労家庭は月20時間（＝週に1回、半日程度）、就労家庭は月10時間（＝2週に1回、半日程度）を望ましい水準として設定していることに留意が必要である。「中期プログラム」の「2015年の姿」でも同様の数値があげられている。

(2) サービス目標量の算出②（後期行動計画最終年である平成26年度の目標量）

- 平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定める。

(留意事項)

- a. 目標事業量としては、日数とともにか所数も定める
b. 平成29年度の目標事業量は、できる限り早期に達成されることが望ましい。

7 地域子育て支援拠点支援事業

I サービス目標量の算出

(1) サービス目標量の算出①（平成29年度の目標量）

- 乳幼児とその保護者が、居宅より容易に移動することが可能な圏域内に1箇所以上設置することを平成29年度目標事業量と設定する。

(留意事項)

- a. 問19、20、20-1で把握されたニーズを適切に反映する。
b. 目標事業量はか所数で定める。
c. 現在の国としての数値目標が、中学校区に1か所（約1万か所）とされており、また、子どもと家族を応援する重点戦略の試算では、小学校区に1か所（約2万か所）を望ましい水準として設置とされていることにも留意が必要。

(2) サービス目標量の算出②（後期行動計画最終年である平成26年度の目標量）

- 平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定める。

(留意事項)

- a. 「ひろば型」、「センター型」、「児童館型」の区分ごとに、できる限り設定することが望ましい。
- b. また、ひろば型については、出張ひろばの活用も検討する。
- c. 平成29年度の目標事業量は、できる限り早期に達成されることが望ましい。
- d. 住民により身近に速やかにサービスを充実する観点から、国が定めている基準に該当せず、市町村が単独で実施している事業について、住民の目から見て地域子育て支援拠点事業と同じような機能を果たしているものと認められるものについて、国が定めている基準に合致する事業と区別して目標事業量を設定することは可能である。

8 ファミリー・サポート・センター事業

I サービス目標量の算出

(1) サービス目標量の算出①（平成29年度の目標量）

- 市及び特別区にあつては、原則として1箇所以上の設置を平成29年度目標事業量と設定する。
- 町村にあつては、住民の利用希望等を踏まえ実施の必要性を検討した上で平成29年度目標事業量を設定する。

(留意事項)

- a. 問18で把握されたニーズを適切に反映する。
- b. 目標事業量はか所数で定める。

(2) サービス目標量の算出②（後期行動計画最終年である平成26年度の目標量）

- 後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に定める。

(留意事項)

- a. ファミリー・サポート・センターの設置及び事業運営にあたっては、「病児・緊急対応強化モデル事業」や22年度までの時限措置である「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」の実施等を視野に入れて検討する。
- b. 目標事業量は、できる限り早期に達成されることが望ましい。

9 入所生活支援事業

I サービス目標量の算出

(1) サービス目標量の算出①（平成29年度の目標量）

- 宿泊を伴う預かりを必要とした日数の実績に基づき、ファミリー・サポート・センター事業等の他サービスによる対応の可能性も勘案しながら、適切と考えられる事業量を平成29年度目標事業量と設定する。

（留意事項）

- a. 目標事業量はか所数で定める。
- b. ショートステイ事業については、市区町村が潜在ニーズを把握し、都道府県に報告し、都道府県が広域で調整、市区町村が目標事業量を設定する。

(2) サービス目標量の算出②（後期行動計画最終年である平成26年度の目標量）

- 平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定める。

（留意事項）

- ・ 平成29年度の目標事業量は、できる限り早期に達成されることが望ましい。

(3)社会的養護関連(都道府県行動計画)の計画について

1) 基本的な考え方・進め方

都道府県の策定する計画は、行動計画策定指針における必要量の見込み方やその他の考え方を踏まえ、地域の実情を勘案して見込むべきものであり、都道府県は、行動計画策定指針に基づき自主的に判断し、計画づくりを進めることが必要である。

検討を進める際には、関係機関等による計画策定検討会等を設置する等により、問題点や今後の方向性も含め、地域における問題点の把握や今後の方向性等の検討を進めながら策定することが必要である。

【進め方】

- ①児童養護施設等や里親に入所・委託している要保護児童の状況や児童相談所の相談件数など過去の伸び等を把握・分析する
- ②入所・委託が必要な要保護児童数の見込み、自立援助ホーム等の対応が必要な子ども数の見込み、児童相談所や児童家庭支援センター等による在宅支援が必要な子ども数の見込み等を立てる。
- ③家庭的養護の推進、施設機能の見直しなど今後の方向性・量を踏まえ、具体的な対策とこれを進めるための段取りを検討する。

【留意点】

- ①具体的なスケジュールや段取りを記載する際には、関係機関とも意識を共有し、進むべき目標について共通の理解を深めた上で策定することが必要である。
- ②計画策定の過程において、現在の問題点や今後目指すべきものについて関係者が話し合いをすることによって、今後の連携体制の基本ができる。
- ③計画策定のプロセスを大事にすることによって、今後の地域の連携体制を同時に進めることができる。

2) 社会的養護体制の整備の基本的な考え方

社会的養護体制については、質・量ともに充実を図ることが必要であるため、

- ・社会的養護を必要とする児童の人数の伸び等を把握するために適当と考えられる指標を勘案して必要量の見込みを立てるとともに、「量」の充実)
- ・以下の項目を踏まえて、具体的な内容を記載する際には、可能な限り目標値を設定するほか、体制整備等を進めるためのスケジュールや段取りについて具体的な期限と合わせて記載する。「質」の充実)

- ①家庭的養護の推進
- ②施設機能の見直し
- ③家庭支援機能等の強化
- ④自立支援策の強化
- ⑤人材確保のための仕組みの強化
- ⑥こどもの権利擁護の強化

3) 必要量の算定のポイント

- ①以下を参考とし、都道府県における社会的養護を必要とする児童数の伸び等を把握するための指標を選定する。
- ②都道府県における現在の社会的養護体制の状況等を踏まえ、入所等の潜在的な必要性がある児童を含めた今後の見込みを立てる。

(参考：指標と考えられる例)

指針で示している指標	考えられる例
ア 現に児童養護施設等へ入所している又は里親等に委託されている要保護児童数	・当該都道府県における要保護児童数
イ 児童相談所で受理した相談等のうち、現に児童養護施設等へ入所等していないが、入所等の潜在的な必要性がある児童数	・「平成20年度 社会的養護ニーズ把握調査」における当該都道府県の「相談受付した事例のうち、在宅指導した事例の中で、施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例」の件数
ウ 一時保護所で長期に保護されている児童数	・「平成20年度 社会的養護ニーズ把握調査」における当該都道府県の「一時保護を長期（一ヶ月以上）に実施した件数のうち施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例」の件数
エ 児童相談所における相談対応件数の推移	・養護相談件数、虐待相談件数等の過去数年間の伸び
オ 要保護児童の保護等に関し、積極的に取り組んでいると考えられる他の都道府県の状況	・児童人口に対する要保護児童数の比率が高い自治体のデータ

③見込み方の例としては、以下のような方法が考えられる。

- ・新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月27日）の目標年次である平成29年度まで推計し、その平成26年度までの推計を後期計画期間（平成22～26年度）分とする。

ア 勘案する指標

- ・児童人口の推移
- ・児童相談所の養護相談件数の推移
- ・過去の要保護児童数(児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設の入所児童数と里親委託児童数の合計数とする。)の推移
- ・平成20年10月実施の「社会的養護ニーズ把握調査」の調査結果に基づ

く潜在ニーズ数

イ 推計手順

- ①過去の児童人口に対する養護相談件数の比率(※)の推移より将来の児童人口に対する養護相談件数の比率の見込みを算出。 ※全国的には増加傾向
- ②将来の推計児童人口に①を乗じることにより養護相談件数の将来推計を算出。
- ③過去の養護相談件数に対する要保護児童数の比率(※)の推移より将来の養護相談件数に対する要保護児童数の比率の見込みを算出。 ※全国的には減少傾向
- ④②で算出した養護相談件数の将来推計に③を乗じることにより要保護児童数の将来推計を算出。
- ⑤平成20年10月実施の「社会的養護ニーズ把握調査」の調査結果に基づく潜在ニーズ数を②③④と同様のやり方で将来推計を算出。
- ⑥④で算出した数と⑤で算出した数を合計し、潜在ニーズを反映した要保護児童数の将来推計を算出。

要保護児童数の見込み方の例

- 児童人口の推移
 - ・過去の児童人口の推移（例えば総務省の人口推計）・・・a
 - ・将来の児童人口の推移（例えば国立社会保障・人口問題研究所の中位推計）
・・・b
- 児童相談所の養護相談件数の推移（例えば福祉行政報告例）・・・c
- 過去の要保護児童数の推移（例えば社会福祉施設調査及び福祉行政報告例）
・・・d
- 平成20年10月実施の「社会的養護ニーズ把握調査」の調査結果
 - ・長期の一時保護ケースのうち施設入所（里親委託）を視野に入れたケース
○○○件・・・e
 - ・在宅指導ケースのうち施設入所（里親委託）を視野に入れたケース
○○○件・・・f

[要保護児童数（潜在ニーズを反映させない場合）の将来推計]

- ①児童人口に対する養護相談件数の比率の過去の実績から平均伸び率を算出
 c/a

	…	17年度	18年度	19年度
児童人口に対する養護相談件数の比率 c/a	…	x_1	x_2	x_3
伸び率	…	x_1/x_0	x_2/x_1	x_3/x_2

平均伸び率… (i)

②児童人口に対する養護相談件数の比率の直近実績に①の平均伸び率を乗じて、児童人口に対する養護相談件数の比率の将来推計を算出

	…	27年度	28年度	29年度
伸び率	i	i	i	i
比率	o_0	$o_0 \times i = o_1$	$o_1 \times i = o_2$	$o_2 \times i = o_3$

(i) × 直近の児童人口に対する養護相談件数の比率
(例えば直近が19年度だとすると、(i) × x_3 からスタートし、順番に算定)

③養護相談件数に対する要保護児童数の比率の過去の実績から平均伸び率を算出 d/c

	…	17年度	18年度	19年度
養護相談件数に対する要保護児童数の比率 d/c	…	y_1	y_2	y_3
伸び率	…	y_1/y_0	y_2/y_1	y_3/y_2

平均伸び率… (iii)

④養護相談件数に対する要保護児童数の比率の直近実績に③の平均伸び率を乗じて、養護相談件数に対する要保護児童数の比率の将来推計を算出

	…	27年度	28年度	29年度
伸び率	iii	iii	iii	iii
比率	k0	$k0 \times iii = k1$	$k1 \times iii = k2$	$k2 \times iii = k3$

(i) × 直近の要保護児童数に対する養護相談件数の比率
(例えば直近が19年度だとすると、(iii) × y3からスタートし、順番に算定)

⑤②の「児童人口に対する養護相談件数の比率の将来推計」と④の「養護相談件数に対する要保護児童数の比率の将来推計」を乗じて、「児童人口に対する要保護児童の比率の将来推計」を算出 各年度ごとに②×④

	…	27年度	28年度	29年度
児童人口に対する要保護児童の比率	$o0 \times k0 = p0$	$o1 \times k1 = p1$	$o2 \times k2 = p2$	$o3 \times k3 = p3$

⑥将来推計児童人口 b

	…	27年度	28年度	29年度
推計児童人口	…	○	△	◇

⑦⑤の「児童人口に対する要保護児童数の比率の将来推計」と⑥の「将来推計児童人口」を乗じて要保護児童数の将来推計（潜在ニーズを反映しない場合）を算出 各年度ごとに⑤×⑥ (b)

	…	27年度	28年度	29年度
要保護児童数 将来推計	推計児童人口 × p0	$○ \times p1$ = ●人	$△ \times p2$ = ▲人	$◇ \times p3$ = ◆人

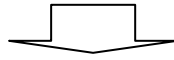
[潜在ニーズ数の将来推計]

⑧平成20年10月に実施した「社会的養護ニーズ把握調査」の調査結果により潜在ニーズ数を抽出する。

- ・長期の一時保護ケースのうち施設入所（里親委託）を視野に入れたケース
○○○人・・・e

- ・在宅指導ケースのうち施設入所（里親委託）を視野に入れたケース

○○○人・・・f



e+f=g 人（平成19年度の潜在ニーズ数）

なお、上記の平成19年度潜在ニーズ数は、仮に入所・委託措置されたとしても当該年度で退所する人数(1年未満で退所する人数)が反映されていない。また、eとfのうち、施設入所(里親委託)が全く必要ない場合も存在する可能性もある。その他、「f」の中には障害児施設等への入所の検討数を含んでいることなど、調査結果から潜在ニーズ数を抽出する場合には、地域の実情に応じて調整を要する場合もあり得るのでご留意願いたい。

⑩⑧の「平成19年度の潜在ニーズ数」を平成19年度の養護相談件数で割ることにより、「平成19年度の養護相談件数に対する潜在ニーズ数の比率の実績」を算出
 19' 比率 = $g/c(19\text{年度}) = z19$

⑩⑨の「平成19年度の養護相談件数に対する潜在ニーズ数の比率の実績」から「養護相談件数に対する潜在ニーズ数の比率の将来推計を算出」

※比率の将来推計を算出するには、⑧における潜在ニーズ数の抽出の考え方（潜在ニーズ数を最大限見込むか、最小限見込むか）の違いや地域の実情に応じた算出方法があり得る。

例えば

- ・「養護相談件数に対する潜在ニーズ数の比率」は③で算出した「養護相談件数に対する要保護児童数の比率」と同様に推移すると仮定したら、平成19年度の比率の実績に③で算出した「養護相談件数に対する要保護児童数の比率の過去の実績の平均伸び率」(iii)を乗ずる。
- ・平成19年度の比率と同程度で推移すると仮定したら、平成19年度の比率を将来据え置き。

など

	…	27年度	28年度	29年度
養護相談件数に対する潜在ニーズ数の比率	…	s1	s2	s3

⑪⑩で算出した「養護相談件数に対する潜在ニーズ数の比率の将来推計」と②で算出した「児童人口に対する養護相談件数の比率の将来推計」を乗じて、「児童人口に対する潜在ニーズ数の比率の将来推計」を算出。

各年度ごとに②×⑩

	…	27年度	28年度	29年度
児童人口に対する潜在ニーズ数の比率	…	$s1 \times o1 = q1$	$s2 \times o2 = q2$	$s3 \times o3 = q3$

⑫⑥の「将来推計児童人口」に⑪の「児童人口に対する潜在ニーズ数の比率の将来推計」を乗じて潜在ニーズ数の将来推計を算出。

各年度ごとに⑥×⑪

	…	27年度	28年度	29年度
潜在ニーズ数将来推計	推計児童人口 × $q0$	$\bigcirc \times q1$ =◎人	$\triangle \times q2$ =▼人	$\diamond \times q3$ =■人

[要保護児童数（潜在ニーズを反映させた場合）の将来推計]

⑬⑦の「要保護児童数の将来推計（潜在ニーズを反映しない場合）」と⑫の「潜在ニーズ数の将来推計」を合わせて、要保護児童数の将来推計（潜在ニーズを反映させた場合）を算出。

各年度ごとに⑦+⑫

	…	27年度	28年度	29年度
要保護児童数将来推計	…	●+◎人	▲+▼人	◆+■人

④各項目ごとのポイント

項目ごとに、例えば、以下のような観点から、計画を作成することが考えられる。

ア 家庭的養護の推進

- 家庭的養護を推進するための方策を記載。里親委託率については、目標値を設定、その他は必要に応じて設定。
- 里親委託について

・里親委託率は地域の実情に応じて設定するが、現在の委託率より一定以上上がるように委託率の数値目標を設定。

※ 例えば、当該都道府県内における平成20年度末現在の里親委託率7%とすると、これを上回る数値を設定。

・里親委託を推進するため、新規里親の開拓の方策、里親支援策の充実を図るための方策を記載。その際には、里親支援機関等の地域資源の活用を含めた検討が必要。

※ 例えば、以下のような記載が考えられる。

年に○回、里親経験者の講演会を開催。

平成○年度までに里親サロンの開催、里親への相談業務を里親支援機関事業として委託。

○ 小規模住居型児童養育事業について

・地域における普及状況を踏まえつつ、促進を図るための方策を記載。その際には現状の里親の意向・希望等を踏まえて、ファミリーホーム事業の立ち上げ支援等も含めた検討が必要。

イ 施設機能の見直し

以下のそれぞれについて、必要に応じ数値目標を設定するほか、数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

○ 専門的なケアについて

・情緒障害児短期治療施設がない地域における整備目標の設定など専門的なケアが実施できる体制整備の方策を記載。

○ 自立支援に向けた取組について

・施設における自立支援、継続的・安定的な環境での支援を確保するための地域での連携方策等のあり方を記載。

※例えば、当該地域における専門的な役割を担う施設、自立支援の中心的な役割を担う施設（又は自立援助ホーム等）等を指定するとともに、関係者のネットワークの構築スケジュールを策定し記載。

（平成○年○月まで 関係者の会議立ち上げ、△年△月まで 問題点の洗い出しと対応策の議論、□年□月まで 役割分担の明確化と定期的な会合）

○ ケア単位の小規模化について

・ケア単位の小規模化の目標を設定するなど家庭的な養護を推進するための方策を記載。

※ 例えば、「平成26年度までに小規模グループケア・地域小規模児童養護施設 ○箇所設置する。」旨記載。

○ 子どものプライバシーについて

・子どものプライバシーに配慮した環境の整備（例えば個室化）に向けた施設

整備の見込みを記載。

ウ 家庭支援機能の強化

以下のそれぞれについて、必要に応じ数値目標を設定するほか、数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

○ 児童相談所等関係機関の役割分担・連携について

- ・児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の連携体制を構築するための具体的な方策を記載。

※ 例えば、関係者の連携体制の構築スケジュールを策定し、記載。

「○年○月までに児童相談所、市町村、児童家庭支援センターなどの関係機関の担当者レベルの会議を設置し、問題点の洗い出し作業。」

「△年△月までに担当者レベル会議での問題点への対応策について具体的に議論し、まとめる。」

「□年□月までに各機関の役割分担と定期的な会合及び非定期的な会合を開く場合のルール等を定める。」 など

○ 児童家庭支援センターについて

- ・児童家庭支援センターが、設置されていない地域における整備目標の設定や、センターが設置されている地域における活用方策を記載。

※例えば、

「○年度までに児童家庭支援センターを設置する。」

「○年度までに児童家庭支援センターに対し、指導委託できるように研修会、説明会を開催する。」

○ 母子生活支援施設について

- ・母子生活支援施設と関係機関との連携体制を構築するための具体的な方策を記載。その際には、母子生活支援施設の利用実態を把握し、DV被害者が多ければ、婦人相談所との連携等も含めた検討が必要。

エ 自立支援策の強化

以下のそれぞれについて、必要に応じ、数値目標を設定するほか、数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

○ 自立援助ホームについて

- ・自立援助ホームについては、施設を退所する者等の数の見込み、自立援助ホームを利用することが想定される割合等を踏まえ、当該地域における必要量を設定。

※ 例えば、「平成26年度までに自立援助ホームを○か所設置する。」旨記載。

○ 相談等の拠点について

- ・施設退所者等が相談できる場や気軽に集う場の整備を進めるための方策について記載。

※例えば、

「〇年〇月までに、施設退所後家庭復帰できない人数などニーズを把握」

「△年△月までに、実施場所の選定・調整」

「□年□月までに、施設入所児童等へ周知及び準備」

オ 人材確保のための仕組みの強化

必要に応じ、数値目標を設定する。その他数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

○ 研修体制について

- ・見込んだ要保護児童数に見合った、必要な人材育成を進めることが可能となるよう、研修体制の整備の具体的な方策を記載。

※例えば、

「要保護児童数の見込み数に踏まえ、これに対応するために必要な人材の数の見込みを算定し、記載。」

「平成〇年度までに〇人分の研修体制を整備する旨を記載。」

カ 子どもの権利擁護の強化

- 被措置児童虐待の通告等への対応や、予防の取組にかかる体制整備・見直しを進めるための具体的な段取りとスケジュールを記載。

※例えば、

- ・都道府県版被措置児童等ガイドラインについて、平成〇年△月までに策定を行う。
- ・被措置児童等虐待に関する都道府県（関係部局）、関係施設の協議会、関係機関等と連携強化のための会議を平成〇年度に△回開催。
- ・子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する施設職員や関係機関職員向け研修会を平成〇年度に△回開催。
- ・被措置児童等虐待の広報・啓発に関する印刷物（ポスター・リーフレット）の作成や子どもの権利ノート改訂を平成〇年△月までに実施。

等を記載

○ 第三者評価の受審について

- ・施設等における第三者評価の受審を進めるための具体的な取組を記載。

※例えば、

第三者評価機関がない地域においては機関設置に向けた取組を記載。

設置されていても受審が進んでいない地域においては、問題点や対応策を検討するスケジュールやいつまでに〇割の施設が受信するようにするなどの目標を記載。

3. 地域独自の目標設定の検討

全国共通で目標設定する事業とは別に、地域の実情に応じて、独自目標を設定することが望ましい。

地域の独自目標設定においても、可能な限り、潜在ニーズの把握に努めることが望ましい。

4. 供給体制を踏まえた事業目標の設定

潜在ニーズを踏まえた上で、地域におけるサービス供給の実現可能性を踏まえた上で、後期行動計画期間中における各年次の整備目標量を設定する。

また、他のサービスとの兼ね合いも検討の上、事業目標量を設定する。例えば、通常保育の場合、幼稚園における預かり保育の整備状況を踏まえた設定等が考えられる。一時預かり事業等、事業目標を「か所数」で設定するものについても、潜在ニーズは、回数や時間数で把握可能であることから、一か所あたりの定員数や事業の実施状況（週当たりの開設日数等）等を踏まえて、事業目標を設定することも考えられる。

IV. 計画の評価方法の検討

<ポイント>

1. 評価の枠組み

- 計画の進捗状況を点検・評価するため、個別事業（数値目標を設定した個別事業のアウトプット等）に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画全体の評価も実施することが望ましい。
- 利用者の視点に立った評価指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。そうすることで、これまでのPDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）の実効性をさらに高める。
- 個別事業を実施し、どの段階まで成果が実現していたのかを分析するため、成果を段階的に補足する評価指標として、例えば、「認知度→利用度→達成度（成果指標等）」を設定する。
- 計画実施前の実績（ベースライン）及び実施後の実績を把握し、後期行動計画を評価することが望ましい。また、後期行動計画の評価方法に基づき、前期行動計画についても評価することができる場合は、前期行動計画の評価も行い、後期行動計画の策定に活用することが期待される。

2. 評価指標例、評価方法例（具体的な評価方法の説明）

- 「1. 評価の枠組み」の考え方に基づく具体的な評価指標例、評価方法例を提示する。
- 既存統計データについては、可能な限り収集し、利用者の視点に立った評価指標と統計データの両方の実績を把握し、点検・評価することが望ましい。
- 利用者の視点に立った施策レベルの成果指標については、意識調査や利用者等に対するグループインタビュー等を通じて、実績を把握する方法が考えられる。

3. 自治体独自の評価指標、評価方法の検討

- 評価指標、評価方法例を基に点検・評価を行うことが望ましいが、「1. 評価の枠組み」に沿った考え方に基づくものであれば、各自治体独自の評価を行うことも可能である。ただし、施策レベルの『地域における子育ての支援』『職業生活と家庭生活との両立の推進』については、自治体の取組比較が可能となるような共通の指標を設定することが望ましい。
- 自治体独自の評価指標、評価方法については、「利用者の視点に立ち」、「計画のPDCAサイクルの実効性を高める」といった視点から、地域住民や子育て支援関係者等の意見を踏まえて検討する。

＜具体的な内容＞

1. 評価の枠組み

(1) 評価対象

前期行動計画では、計画の進捗状況を測定・評価するため、主に個別事業に係る評価指標（数値目標等）が設定され、個別事業の進捗状況の評価をもって計画の進捗状況の評価とされていたケースが多い。後期行動計画においては、計画全体の進捗状況を評価するため、個別事業レベルの進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画レベルの進捗状況（アウトカム）も点検・評価することが重要である。

(2) 評価の視点

行動計画策定指針においては、次世代育成支援対策の推進において、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要であるとされている。このような利用者の視点に立った取り組みの進捗状況を評価するため、単に施策が計画通りに進捗しているかを評価するだけでなく、利用者の視点に立った評価指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。そうすることで、これまでの PDCA サイクル（計画－実施－評価－改善検討）の実効性をさらに高めることができると考えられる。

(3) 評価方法

前期行動計画では、個別事業に係る数値目標の達成状況を中心に把握されていることが多く、個別事業を実施した結果、どういう成果があったかといった把握は困難であったと考えられる。そこで、後期行動計画では、成果を段階的に把握する評価指標として、どこに運用改善点があるか把握できるよう、例えば、「認知度→利用度→達成度（成果指標等）」を設定し、評価することが望ましい。

また、後期行動計画においては、計画実施前の実績（ベースライン）及び実施後の実績を把握し、後期行動計画を評価することが望ましい。

計画実施途中についても、「自治体で実施している意識調査」、「マーケティング調査」、「モニター調査」などを活用して、複数年ごとに進捗状況を把握することも考えられる。広域または都道府県において実績把握を行い、市町村にフィードバックすることも考えられる。

さらに、後期行動計画の評価方法に基づき、前期行動計画についても評価することができる場合、例えば、前期計画のニーズ調査において、意識調査を実施しており、満足度など既存データとして把握済みの場合などは、前期行動計画の評価も行い、後期行動計画の策定に活用することも期待される。

PDCAの過程が住民に開かれた形で行われ、利用者の視点に立って行われることが重要であり、子育て当事者、子育て支援活動を行う団体等の参画を得ることも重要である。

2. 国の提示する評価方法例（具体的な評価方法の説明）

(1) 評価指標の設定方法

以下は、上記の「評価の枠組み」の考え方および現行の策定指針の施策体系を踏まえた評価指標のイメージ図である。具体的な評価指標例については、別紙で提示している。

各自治体においては、別紙の評価指標例を参考に指標を設定し、点検・評価を行うことが望ましいが、上記の「1. 評価の枠組み」に沿った考え方に基づくものであれば、各自治体独自で工夫した手法とすることが考えられる。

別紙では、各施策の大項目ごとに考えられるアウトカム指標を例示しているが、すべての施策単位で設定する必要はなく、自治体が重点とする分野を中心に、評価の必要性に応じて設定して構わない。

自治体独自の評価指標、評価方法については、「利用者の視点に立ち」、「計画のPDCAサイクルの実効性を高める」という視点からも、地域住民や子育て支援関係者等の意見を踏まえて、検討することが望ましい。

評価指標のイメージ図

施策		個別事業レベルの評価指標 (アウトカム)	施策レベルの評価指標(アウトカム)			計画全体の評価指標(アウトカム)			
大項目	中項目		個別事業	認知度・理解度	利用度	達成度		意向度等	既存指標データ
						実績評価	既存指標データ		
地域における子育ての支援									
地域における子育ての支援の充実	ファミリーサポート・セーター事業	××箇所	・支援内容の認知度 ・支援目的の理解度 ※以下の施策レベルにこそ同様	・支援の利用度(サービス対象者に占める利用者の割合) ・地域のサービス・施設が利用しやすいと感じる割合 ・地域の中での子育てに満足している割合 ・地域の子育て支援サービスなどの情報が見つけやすいと感じる割合 ・母子保健施設と地域の子育て支援サービスの連携がとれているか	-	【★子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合】	●出生数		
	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	××箇所							
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	××箇所							
	地域子育て支援拠点事業	××箇所							
保育サービスの充実	通常保育事業	××人	【★希望する時期で保育サービスを利用することができた利用者の割合】 ・保育サービスが利用しやすいと感じる割合	●保育所利用率(公私別) ●待機児童数(年齢別) ●保育所において保育施設を作成している施設の割合	●希望する子どもの数と現実の差	●合件発生出生率	●世帯あたり子ども数		
	病児・病後児保育	××箇所							
	延長保育事業	××箇所							
	休日保育事業	××箇所							
	夜間保育事業	××箇所							
	特定一時保育事業	××箇所							
	…事業	××箇所							
	…事業	××人							
…事業	××人								
						◇児童のいる世帯の母親の就業率	◇出産、育児理由と非労働者の割合		
						◇「育児」、「子供の教育」に対する悩みやストレスのある父母の割合			

①個別事業レベルの評価指標

- ・ 個別事業のうち、事業目標を設定した事業については、当該個別事業の実績を把握することが望ましい。事業目標を設定していない事業についても、必要に応じて各自治体で任意に個別事業の実績を把握することが望ましい。

- ・ なお、任意に個別事業を選定する際は、各自治体の事業実施状況を踏まえ、可能な限り、自治体の施策領域で少なくとも1つ、主要な個別事業を選定することが望ましい。

②施策レベルの評価指標

- ・ 市町村及び都道府県の計画体系に応じて、アウトカム指標を設定することが望ましい。
- ・ 施策レベルのアウトカム指標として、成果を段階的に把握する評価指標として、「認知度→利用度→達成度（成果指標等）」を設定することが考えられる。ただし、実務上、段階的に評価指標を設定し、把握することが困難な場合は、達成度（満足度等）の評価指標を優先的に設定し、実績を把握することが望ましい。
- ・ 達成度の評価指標は、各施策目標を基に評価指標案を作成しており、満足度等の利用者の視点に立った評価指標と既存統計データを設定する方法が考えられる。可能な限り、利用者の視点に立った評価指標と既存統計データの両方の実績を把握し、点検・評価することが望ましい。
- ・ 満足度等の利用者の視点に立った評価指標については、意識調査や利用者等に対するグループインタビュー等を通じて、実績を把握する方法が考えられる。また、既存統計データについては、可能な限り、例示している既存統計データを参考として、点検・評価を行うことが望ましい。
- ・ なお、都道府県、市町村の間で、実施している事業内容や統計データの整備状況等が異なることが想定されるため、別添資料の評価指標例のうち、都道府県、市町村のいずれかで設定、把握することが望ましいかを区別している。

③計画全体の評価指標

- ・ 計画全体のアウトカム指標は、意向度等の利用者の視点に立った評価指標と既存統計データを設定する方法が考えられる。可能な限り、意向度等の利用者の視点に立った評価指標と既存統計データの両方の実績を把握し、点検・評価することが望ましい。
- ・ 男性の家事・育児関連時間のデータなど、これまで、地方公共団体では把握されていないデータも多く、都道府県や市町村単位で意識調査などを通じて把握することも考えられる。
- ・ 計画全体のアウトカム指標としては、多様な主体の参画を得て、次世代育成支援対策地域協議会などで設定していくことが重要である。国や都道府県が示す重点的な理念や施策方針、自治体の総合計画等の施策方針、地域のニーズとして把握されたものを合わせて考慮し、設定することが重要である。

3. 自治体独自の評価指標、評価方法

(1) 評価指標の設定

- ・ 施策レベルの評価指標のうち、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略においては、「働き方の見直し」による「仕事と生活の調和」の実現と多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援策の再構築を「車の両輪」として進めていく必要があるとされており、『地域における子育ての支援』、『職業生活と家庭生活の両立の推進』については、自治体の取組比較が可能となるような共通の指標を設定することが望ましい。指標例としては、以下が考えられる。これらの指標については、各自自治体において意識調査等に基づき設定することが望ましい。

なお、設定された指標については、参考までに国に報告を求めることもあるので、留意願いたい。

共通の指標例

施策	評価指標
地域における子育ての支援	①子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合
	②希望した時期に保育サービスを利用することができたと感じる割合（保育サービスの利便性）
	③子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じる割合（子育てについて、気軽に相談できる人（近所の人・友人）がいる保護者の割合）
職業生活と家庭生活との両立の推進	④仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる割合（希望と現実の差）

共通の指標の設問例

【回答者全員】

①子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合

【質問 1】あなたは、自分にとって子育てを楽しんでいることが多いと思いますか？それとも辛いと感じることが多いと思いますか？回答欄の中から1つ選んで○をつけて下さい。

回答欄	
a 楽しいと感じることの方が多い	b 楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい
c 辛いと感じることの方が多い	d その他
e わからない	()

※上記の調査方法は、内閣府「少子化に関する世論調査報告書」（平成 11 年）、「社会意識に関する世論調査報告書」（平成 14 年）を基に作成

【質問 2】（更問：必要に応じ追加）

・上記の【質問 1】で“a”を回答した方にお伺いします。子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じていますか？

・上記の【質問 1】で“b”“c”を回答した方にお伺いします。自分にとって子育ての辛さを解消するために必要なことは何ですか？

回答欄の中からの中から必要なもの上位3つを選んで○をつけて下さい。

回答欄	
a 地域における子育て支援の充実	b 保育サービスの充実
c 子育て支援のネットワークづくり	d 地域における子どもの活動拠点の充実
e 妊娠・出産に対する支援	f 母親・乳児の健康に対する安心
g 子どもの教育環境	h 子育てしやすい住居・まちの環境面での充実
i 仕事と家庭生活の両立	j 子どもを対象にした犯罪・事故の軽減
k 要保護児童に対する支援	l その他 ()

②保育サービスの利便性

【質問 3】あなたは、希望した時期に、希望した保育サービスを利用することができましたか。回答欄の中から1つ選んで○をつけて下さい。また、bに○をつけた方は、どのように調整したか内容をお答え下さい。

回答欄	
a 利用できた	b 育児休業を切り上げるなど調整して利用できた
c 利用できなかった	d その他 ()
bの内容 ()	

③子育てについて、気軽に相談できる人（近所の人・友人）がいる保護者の割合

【質問 4】あなたは、子育てについて、気軽に相談できる人（近所の人・友人）がいると思いますか？「a. いる」と回答した方は、当てはまるものを選択肢の中から選んで○をつけて下さい。

回答欄	
a いる	b いない
↓	
a 親や家族	b 近所の人
c 子育てのための施設	d 学校や教員
e 行政	f その他（ ）

④仕事時間と生活時間の希望と現実の差

【質問 5】あなたの生活の中で、「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度についてお伺いします。「希望」と「現実」それぞれについて回答欄の中から1つ選んで○をつけて下さい。

回答欄：「希望」	
a 仕事時間を優先	b 家事（育児）時間を優先
c プライベートを優先	d その他（ ）

回答欄：「現実」	
a 仕事時間を優先	b 家事（育児）時間を優先
c プライベートを優先	d その他（ ）

なお、上記の他にも、住民等の意向を把握する設問の設定が考えられるが、設問例については、前期「地域行動計画策定の手引き」の「IV ニーズ調査」、「4 モデル調査票に必要に応じて加えるべき項目」も参照していただきたい。

（2）具体的な評価方法

- ・ 後期行動計画においては、可能な限り、成果を段階的に補足する評価指標「認知度→利用度→達成度（成果指標等）」を設定し、認知度、利用度、達成度それぞれの実績を基に、成果の達成段階を把握し、改善方策を検討する方法が考えられる。以下は、この評価方法の一例である。

評価方法の例

【例1】 認知度 20%→利用度 80%→達成度（利用者満足度など） 70%であった場合

- ・ 認知度は低いですが、認知している者においては、大部分が利用した経験があり、満足度も高い。そのため、改善方策としては、認知度を高めるための周知広報が必要である。

【例2】 認知度 80%→利用度 20%→達成度（利用者満足度など） 30%であった場合

- ・ 認知度は高いが、認知している者の半数以下において利用経験が無い。そのため、利用者の利便性の改善等、事業枠組みの再検討が必要である。

【例3】 認知度 20%→利用度 20%→達成度（利用者満足度など） 20%であった場合

- ・ 認知度、利用度、満足度のすべてが半数を割っている。そのため、個別事業のアウトプット指標の実績を確認し、個別事業のうち、目標水準を達成していない事業が無いか、供給体制を踏まえて希望する事業量と実際の目標量に大きな乖離がある事業が無いか、といった個別事業に係る分析を行い、改善方策を検討する。

施策		個別事業 への 評価 指標 アノブ ト	施策レベルの評価指標アノブカム			計画全体の評価指標アノブカム			
大目	中目		個別事業	認知度・理解度	利用率	達成度		意向性等	既済値データ
						実績値	既済値データ		
地域における子育ての支援									
地域における子育ての支援の実現	ファミリーサポートセンター事業	××箇所	・支援内容の認知度 ・支援者の理解度	・支援の利用率 (サービス利用者 に占める利用者の割合) ※下の施策レベルにも 同様	・地域のサービス施設利用しやすさを感じる割合 ・地域の中の子育てに満足している割合 ・地域の子育て支援サービスとの情報得やすさを感じる割合 ・母子保健施設と地域の子育て支援サービスの連携がとれているか	-	【★子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合】	●出生数	
	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	××箇所							
	子育て個別対応事業(ファミリーサポート事業)	××箇所							
	地域子育て支援拠点事業	××箇所							
保育サービスの充実	通園保育事業	××人	【★希望の時期に保育サービスを利用することができ利用者の割合】 ・保育サービスが利用しやすさを感じる割合	●保育所利用率(公認別) ●待機児童数(年別)	-	●保育所において保育士を育成している施設割合	●保育所において保育士を育成している施設割合	◇児童のいる世帯の母親の就業率 ◇出産・育児理由とたき離職者の割合	
	病児・病後児保育	××箇所							
	延長保育事業	××箇所							
	休日保育事業	××箇所							
	夜間保育事業	××箇所							
	特定一時保育事業	××箇所							
	…事業	××箇所							
…事業	××人								
…事業	××人								
子育て支援の仕組みづくり	…事業	××箇所	【★子育て地域の人にもしくは、社会で支えられていると感じる割合】 ・子育てにおいて、気軽に相談できる人がある割合 ・地域における子育て支援活動に参加する割合	◇子育てネットワークの構築割合	-	-	◇育児、「子供の教育」に対する悩みやストレスのある父母の割合 ■就業率(男女別)		
	…事業	××人							
	…事業	××人							
	…事業	××箇所							
児童の健全育成	放課後児童健全育成事業	××人	・地域の運動場(児童館)が利用しやすさを感じる割合 ・就学前保育から放課後児童クラブへの移行がスムーズに感じられる割合	-	-	-	◇子育てを楽しむと感じる割合 ◇望む子どもの数 ◇待てる子どもの数		
	…事業	××人							
	…事業	××人							
	…事業	××人							
	…事業	××人							
	…事業	××人							
母子生活の安定と乳児及び児童の健康の確保及び価値									
子どもや母親の健康の確保	妊産婦健診事業	××(検数)	・支援内容の認知度 ・支援者の理解度	・支援の利用率	・分娩・出産の経過に対する満足度 ・子どもの健康に対する満足度	●周産期死亡率 ●乳児死亡率	-	●周産期死亡率 ●乳児死亡率	
	…事業	××人							
	…事業	××箇所							
「食育」の推進	…事業	××人	・子どもの健康的な食習慣を身につけていくと感じる割合	-	-	■子どもの起床・就業時間 ■子どもの朝食習慣	-	■子どもの起床・就業時間 ■子どもの朝食習慣	
	…事業	××人							
	…事業	××箇所							
思春期健康対策の充実	…事業	××人	・子どもの思春期健康対策に関する満足度	-	-	■不安や悩みのある児童・生徒の性に関すること	-	■不安や悩みのある児童・生徒の性に関すること	
	…事業	××人							
	…事業	××箇所							
小児医療の充実	…事業	××人	・地域における小児医療サービスの利便性・安心感 ・地域における小児医療サービスの経費負担感	-	-	◇小児人口に対する小児科・新生児科・産科・児童精神科・産科割合	-	◇小児人口に対する小児科・新生児科・産科・児童精神科・産科割合	
	…事業	××人							
	…事業	××箇所							
	…事業	××箇所							
子どもの身の建やかな成長を促す教育環境の整備									
次世代の育成	…事業	××人	・支援内容の認知度 ・支援者の理解度	・支援の利用率	・子どもが年少の子と友達や仲間と触れ合う機会が増えていると感じる割合	-	-	-	
	…事業	××人							
	…事業	××人							
	…事業	××人							
子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	…事業	××人	・子どもの生きる力の育成に向けた十分な地域の教育環境が整備されていると感じる割合	-	-	-	-	-	
	…事業	××人							
	…事業	××人							
	…事業	××人							

【都道府県別】

施策		個事業への 評価指標 (アウトプット)	施策への評価指標(アウトカム)			
大目			認知理解度	利用度	達成度	
中目	個事業				実績評価	既往データ
要保児童への対応等の取り組みの推進						
児童虐待防止対策 の充実	…事業	××人	・支援内容の認知度 ・支援目的の理解度	・支援の利用度	・子どもを地域全体で見守っている と感じる割合	■ 児童虐待率
	…事業	××人				
	…事業	××人				
	…事業	××箇所				
社会的養護体制の 充実	…事業	××人				
	…事業	××人				
	…事業	××人				
	…事業	××箇所				
母子家庭等の自立 支援の推進	…事業	××人				
	…事業	××人				
	…事業	××人				
	…事業	××箇所				
障害児支援の充実	…事業	××人				
	…事業	××人				
	…事業	××箇所				

【参考1】少子化対策をめぐる近年の議論について

ここでは『子どもと家族を応援する日本』重点戦略で示された2つの方向性である“仕事と生活の調和の実現”と“包括的な次世代育成支援の枠組みの構築”に基づいて、「1. 新たな対策の方向性」、「2. 課題」、「3. 新たに提供・拡充すべき取組」、「4. 対策推進上の留意点」、(1～4を受けて)「5. 地域行動計画策定の際、考慮すべき主な課題」について整理した。なお、“仕事と生活の調和の実現”については「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の内容を反映し、“包括的な次世代育成支援の枠組みの構築”については、『子どもと家族を応援する日本』重点戦略を反映している。

基本的にそれぞれの文献の表記に即して整理しているが、語尾などの統一、「1.(1)」における国・自治体に関する事項(国と自治体を統合)などは、本来の意味を損なわない範囲で加筆している。また、1. など項の冒頭部分は、文献の内容を踏まえて要約しているため、参照元の表現とは異なっている。

◇参考文献の該当箇所

文献名	発表時期	該当箇所	表記
「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	平成19年12月	1.(2)、3.(2)、4.	◇
子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議基本戦略分科会における議論の整理	平成19年11月	2.(2)	◇
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章	平成19年12月	1.(1)、2.(1)	◆
仕事と生活の調和推進のための行動指針	平成19年12月	3.(1)	◆

1. 新たな対策の方向性

「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として、新たな対策が求められている。

(1) 仕事と生活の調和の実現

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」に向けて、次の3つの社会の実現を目指す。

- * 就労による経済的自立が可能な社会
- * 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- * 多様な働き方・生き方が選択できる社会

◆関係者が果たすべき役割

個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本であるが、我が国の社会を持続可能で確かなものとするに関わるものであることから、国と地方公共団体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行う。

(企業と働く者)

- ・企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

- ・国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

- ・国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

- ・仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

(2) 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

今後の人口構造の変化に対応して、仕事と生活の調和を推進し、かつ、国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支えることに早急かつ戦略的な対応を図るために、次の3つの考え方で、給付・サービスを再構築するとともに、全国どの地域でも体系的に整備され、すべての子どもや子育て家庭に普遍的に提供される枠組みを構築する。

- *親の就労と子どもの育成の両立を支える支援
- *すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス
- *すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

2. 課題

(1) 仕事と生活の調和の実現

◆就労による経済的自立ができない層

- ・正社員以外の働き方の増加等を背景に、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない。

◆健康で豊かな生活のための時間が確保できない層

- ・企業間競争の激化、長期的な経済の低迷、産業構造の変化により、正社員の労働時間が高止まりするなど、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない。
- ・長時間労働により、家族団らんの時間や地域で過ごす時間が持てない。

◆仕事と子育ての両立の難しさ

- ・勤労者世帯の過半数が共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で、働き方や子育て支援などの社会的基盤は変化に対応したものとなっていないなど、仕事と子育てや老親の介護との両立が難しい。

(2) 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

◇全体を通じた制度的な課題

- ・施策の総合性、体系性が欠如している。
- ・家族政策の施策の規模が小さく、財源が確保できていない。
- ・現物給付の優先度を高めるとともに、現金給付・現物給付の的確な組合せについての考慮が必要。

◇親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- ・多くの人が出産を境に離職しており、働き方の問題とともに保育サービスが利用できないことも原因となっている。
- ・休業明けの円滑な入所や、短時間勤務制度の利用とそれに対応した保育の提供など「出産・子育て」と「就労」との間で多様な選択を可能とする切れ目のない支援が提供できていない。
- ・保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行ができていない。
- ・保育所に入所できない待機児童が存在し、特に、大都市圏、1～2歳児では、希望の時期に入所できないケースも少なくなく、待機期間も長期化している。中でも、年度後半の入所が困難となっている。
- ・学齢期の放課後児童対策について、待機児童やサービス空白地域が存在している。
- ・放課後児童クラブの利用希望は年々増加し、クラブの大規模化に伴う質の確保が課題になっている。
- ・「待機児童の解消」という目標設定の方法では、就労希望の増加に対応した必要なサービスの整備という観点が十分に反映されない。
- ・将来の児童数が減少する見込みの中、行政や事業者が施設整備を伴う保育所の増設に積極的でないケースが存在する。
- ・保育所の提供する保育サービスに加え、弾力的なサービス提供ができる家庭的保育

など提供方法の多様化が不十分である。

◇すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- ・一時保育について、市町村の取組状況に差が大きく、事業の実施箇所数が限定されている。
- ・実施する施設に対する助成又は委託事業となっているため、親にとって保障される水準や費用負担が不明瞭で権利性が弱い。
- ・NPO、シルバー人材センター、ファミリー・サポート・センター等での一時預かりに対応したサービスへの利用料に対する助成や制度的な位置づけがない。
- ・待機児童の多い地域などでは、緊急に生じる一時預かりのニーズへの対応が十分できていない。
- ・児童手当は、親の年齢が低く所得水準が相対的に低い、児童が低年齢の時期に特化した給付となっているが、子育て費用は子どもが成長するにつれて増加している。児童手当と税制における措置が、それぞれ別に講じられている。

◇すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- ・妊婦健診に関して、望ましい受診回数に比べて、公費負担でカバーされている回数が少ない。
- ・地域子育て支援拠点の普及度合いの低さ、安心して親子で過ごせる場所や子どもの居場所などの少なさ、保育以外の子育て支援サービスの制度的な位置づけの弱さなど、子育て家庭を支える基盤的な取組が不十分である。
- ・放課後子ども教室推進事業の取組が十分に進んでいない。
- ・社会的養護体制は質・量ともに十分に対応できていない。特に、家庭的な環境の下、地域の中でその個別性を確保しながら養育を行うなど個別的な対応が十分にできていない。
- ・社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立する上で、様々な困難に突き当たることが多い。

3. 新たに提供・拡充すべき取組

仕事と生活の調和の実現については、意識改革、業務の進め方、能力開発をはじめ個々の職場等の実情にあった取組が必要である。国は、雇用・税・社会保障などの制度設計を見直すとともに、地方自治体と連携して、気運の醸成や、育児・介護等を行う家族や多様な就業形態を支える社会的基盤を形成していく必要がある。

包括的な次世代育成支援の枠組みの構築については、多様な選択を支える切れ目のない支援、すべての子育て家庭を対象とした支援の充実、現物給付を優先した家族政策の充実等の観点から取り組む必要がある。

(1) 仕事と生活の調和の実現

◆総論

(企業と働く者)

- ・経営トップがリーダーシップを発揮し、職場風土改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現等に取り組む。
- ・労使で仕事と生活の調和の実現に向けた目標を定めて、これに計画的に取り組み、点検する仕組みを作り、着実に実行する。
- ・労使で働き方を見直し、業務の進め方・内容の見直しや個人の能力向上等によって、時間当たり生産性の向上に努める。企業は、雇用管理制度や人事評価制度の改革に努める。働く者も、職場の一員として、自らの働き方を見直し、時間制約の中でメリハリのある働き方に努める。
- ・管理職は率先して職場風土改革に取り組み、働く者も職場の一員としてこれに努める。
- ・経営者、管理職、働く者は、自らの企業内のみならず、関連企業や取引先の仕事と生活の調和にも配慮する。
- ・働く者は、将来を見据えた自己啓発・能力開発に取り組む、企業はその取組を支援する。
- ・労使団体等は連携して、民間主導の仕事と生活の調和に向けた気運の醸成などを行う。
- ・労使は、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ、労働契約を締結し、又は変更すべきものとする。

(国民)

- ・国民一人ひとりが、個々人の多様性を理解し、互いに尊重し合う。
- ・自らの仕事と生活の調和の在り方について考え、周囲の理解を得ながらその実現を目指す。
- ・家庭や地域の中での自らの役割を認識し、積極的な役割を果たす。
- ・消費者の一人として、サービスを提供する労働者の働き方に配慮する。

(国・自治体)

- ・全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する。
- ・地方の実情に即した、仕事と生活の調和の実現に向けた住民の理解や合意形成を促進する。
- ・次世代育成に対する企業の取組促進のための対策の検討等を進め、生活の時間の確保や多様な働き方を可能とする雇用環境整備を目指した制度的枠組みを構築する。
- ・働き方に中立的な税・社会保障制度の在り方を検討する。
- ・経済全体の生産性の向上を図っていく観点から、中小企業等の生産性向上（地域資源活用促進プログラムによる新事業創出支援、ITを活用した財務会計の整備、下請適正取引等の推進や資金供給の円滑化等）など包括的な取組を引き続き着実に推進する。

- ・先進企業の好事例等の情報の収集・提供・助言、中小企業等が行う労働時間等設定改善の支援等、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業を支援する。NPO等の活動を通じて中小企業経営者等の取組の促進を図る。
- ・労働基準法、労働契約法、パートタイム労働法等関係法令の周知を図ること。
- ・顕彰制度や企業の取組の診断・点検を支援すること等により、積極的取組企業の社会的な評価を推進する。
- ・働く者等の自己啓発や能力開発の取組を支援する。

◆就労による経済的自立

(企業と働く者)

- ・就職困難者等を一定期間試用雇用するトライアル雇用などを活用しつつ、人物本位による正当な評価に基づく採用を行う。
- ・パート労働者等については正規雇用へ移行しうる制度づくり等を行う。
- ・就業形態に関わらず、公正な処遇や積極的な能力開発を行う。

(国・自治体)

- ・一人ひとりの勤労観、職業観を育てるキャリア教育を学齢期から行う。
- ・フリーターの常用雇用化を支援する。
- ・若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就労を支援する。

◆健康で豊かな生活のための時間の確保

(企業と働く者)

- ・時間外指導基準を含め、労働時間関連法令の遵守を徹底する。
- ・労使で長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、労働時間等の設定改善のための業務の見直しや要員確保に取り組む。
- ・社会全体の仕事と生活の調和に資するため、取引先への計画的な発注、納期設定に努める。

(国・自治体)

- ・労使による長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、労働時間等の設定改善の取組を支援する。
- ・家事サービス等についての情報提供に対する支援をする。

◆多様な働き方の選択

(企業と働く者)

- ・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度の整備、それらを利用しやすい職場風土づくりを進める。
- ・女性や高齢者等が再就職や継続就業できる機会を提供する。
- ・就業形態に関わらず、公正な処遇や積極的な能力開発を行う。

(国・自治体)

- ・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワークといった多様な働き

方を推進するとともに、パート労働者の均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性や高齢者の再就職や就業継続の支援、促進等、その多様な働き方を推進するための条件を整備する。

- ・在宅就業の環境整備のための枠組みを検討する。
- ・男性の育児休業の取得促進方策の検討等を進め、男性の子育て参加の支援・促進を図る。
- ・多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援を推進・展開する。
- ・地域の実情に応じて、育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤を形成する。
- ・多様な教育訓練システムの充実等、職業能力の形成支援に係る労働市場の社会的基盤を整備する。

(2) 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

◇親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

(出産前から3歳未満の時期)

- ・この時期の支援への重点的な取組を図る。就業希望者を育児休業と保育、あるいはその組合せでカバーできる体制・仕組みの構築、それぞれの制度における弾力化による多様な選択を支える切れ目のない支援を図る。

(3歳から小学校就学前の時期)

- ・認定こども園と短時間勤務を普及・促進する。

(学齢期の放課後対策)

- ・全小学校区での「放課後子どもプラン」の実施による空白地区の解消、対象児童の増加に対応した1学校区当たりのクラブ数の増加による保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行と適正な環境を確保する。

◇すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- ・すべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして一時預かり制度が機能するように事業を再構築し、一定水準のサービス利用を普遍化する。
- ・子育て世帯の支援ニーズに対応し、現金給付と税制を通じて総合的に経済的支援を実施する。

◇すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- ・妊婦健診について、望ましい受診回数を確保するための支援を充実する。
- ・全市町村で生後4か月までの全戸訪問を実施する。小学校区すべてに地域子育て支援拠点を面的に整備する。
- ・全小学校区において放課後子ども教室を実施する。
- ・家庭的な環境における養護の充実、施設機能の見直しを図る。

4. 対策推進上の留意点

◇制度設計にあたって考慮すべきポイント

- ・子どもの健やかな育成の観点から一定のサービスの質を担保する。
- ・子育て家庭の支援ニーズに対応して、現金給付と現物給付を適切に組み合わせ、きめ細かな対応を図る。
- ・事業主の取組と地方公共団体の取組を連結し、切れ目のない一体的な支援を実現する。
- ・現在の子育てをめぐる状況下では現金給付より現物給付の方が緊急性が高く、また、実施や普及に時間がかかることを考慮する。
- ・子育ての当事者をはじめとする多様な主体の参画、行政とこれらの主体の協働を図る。
- ・関連する諸制度（税制等）との関係も総合的に考慮する。
- ・虐待を受けた子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含する。

◇利用者の視点に立った点検・評価とその反映

- ・利用者の視点に立った点検・評価手法を構築するとともに、それを施策の改善につなげていくため、平成21年度までの現行のプランの見直しに当たって、結婚や出産・子育てに対する希望の実現度、利用者の多様性、地域差、支援策相互の連携、質と量の評価、支援策の周知と利用のしやすさなど利用者の視点に立った指標等を盛り込んで、定期的に点検・評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映させる PDCA サイクルを確立する。

- 少子化対策の推進の実効性を担保するためには、以下のような利用者の視点に立った点検・評価の導入を図る必要がある。

①結婚や出産・子育てに対する希望の実現度

妊娠・出産後の継続就業率を施策目標に関わる指標として導入するなど、国民の希望がどの程度実現したかという点に着目した点検・評価

② 利用者の多様性

幅広い層の利用者の声を聞くよう努めるなど、利用者の多様性に即した、きめ細かな点検・評価

③地域差

利用者がそれぞれの生活圏で真に必要なサービスを受けられているかという視点に立った点検・評価

④支援策相互の連携

出産、子育て、あるいは子どもの成長の各ステージに応じて各支援策のメニューに容易にアクセスでき、切れ目なく選択することができているかといった点に着目した点検・評価

⑤質と量の評価

量が確保されているかはもちろん、質が十分に確保されているという点にも着目した点検・評価

サービスの利用者である親の視点だけではなく、子ども自身の立場、子どもの発達保障という視点に立って点検・評価

⑥支援策の周知と利用しやすさ

支援策の存在が十分に知られているか、気軽に利用できる状態になっているか等、制度の運用に着目した点検・評価

○ 具体的には、以下のとおり、利用者の視点に立った点検・評価を導入する。

- ・結婚や出生行動に影響を及ぼしていると考えられる要素（経済的基盤、継続就業見通し、夫婦間の家事・育児分担等）に各種施策を対応させて施策体系を整理するとともに、現行プランの見直しに向け利用者の視点に立った新たな指標を導入する。
- ・既存統計の改善・工夫、利用者意識調査等の実施等、点検・評価手法の充実を図るとともに、プランの目標を設定する段階から利用者の視点に立った指標等を盛り込み、定期的にこれらに基づいた点検・評価を実施し、その結果を毎年度の予算編成や事業実施、中期的なプランの策定という一連の過程に反映させるPDCAサイクルの定着が重要である。

◇支援策が十分に効果を発揮するための国民の理解と意識改革

- ・“未来への投資”としての施策の必要と有効性について、十分に国民に説明し、理解の浸透を図ることが必要である。
- ・生命を次代に伝え育てていくことや、家族の大切さ、家族を支える地域の力が、これから子どもを生み育てていく若い世代や子どもたち自身に受け継がれ、自然に子育ての喜びや大切さを感じることができるよう、社会全体の意識改革のための国民運動を展開していくことが必要である。

5. 地域行動計画策定の際、考慮すべき主な課題

1～4で抽出した内容から、地域における後期行動計画策定において、特に考慮すべきと考えられる主な課題を整理した。

(1) 仕事と生活の調和の実現

- 地域における現状・必要性の把握
- 地域住民の理解や合意形成の促進
- 仕事と生活の調和の実現に関する先進企業の好事例等の情報の収集・提供・助言
- 次世代法に基づく一般事業主行動計画策定の促進

- 次世代法に基づく認定マーク（くるみんマーク）の周知・啓発
- 中小企業等が行う労働時間等設定改善の支援
- NPO等の活動を通じた中小企業経営者等の取組の促進支援
- 積極的取組企業の顕彰制度や企業の取組の診断・点検の支援
- 男性の子育て参加・育児休業取得の支援・促進
- 家事サービス等についての情報提供に対する支援
- 学齢期からの、勤労観、職業観を育てるキャリア教育
- 働く者等の自己啓発や能力開発の取組支援
- 若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就労支援
- 一般事業主行動計画策定についての周知啓発

（２）サービス基盤の充実

- どの地域でも、すべての子どもや子育て家庭に、普遍的に給付・サービス提供がなされる枠組みの構築
 - ・施策の総合性・体系性の確保
 - ・多様な選択を可能とする切れ目のない支援の提供
- 保育
 - ・就労希望の増加に対応した必要なサービスの整備（目標設定）
 - ・保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行
 - ・保育待機児童の解消（特に、大都市圏、1～2歳児、学齢期）
 - ・弾力的なサービス提供ができる家庭的保育など提供方法の多様化
 - ・放課後児童クラブの大規模化に伴う質の確保
 - ・将来の児童数が減少する見込みの中での保育所整備のあり方の検討
- 一時預かり
 - ・一時預かりの充実
- 地域子育て家庭支援
 - ・地域子育て支援拠点、親子の居場所等の整備（小学校区すべてに拠点整備）
 - ・保育以外の子育て支援サービスの制度的な位置づけの検討
 - ・全小学校区における放課後子ども教室の実施
- その他、子育て支援
 - ・家庭的な環境における社会的養護体制充実、施設機能の見直し
 - ・全市町村での生後4か月までの全戸訪問実施、育児支援家庭訪問事業
 - ・男性の子育て参加の支援・促進
- 計画全体にかかる留意点
 - ・一定のサービスの質の担保

- ・子育て家庭の支援ニーズに対応して、現金給付と現物給付を適切に組み合わせ、きめ細かな対応を図る。
- ・育児休業明けの保育サービスを確保し、切れ目のない一体的な支援を実現する。
- ・子育ての当事者をはじめとする多様な主体の参画、行政とこれらの主体の協働を図る。
- ・関連する諸制度（税制等）との関係も総合的に考慮する。
- ・虐待を受けた子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含する。

○利用者の視点に立った点検・評価とその反映

- ・結婚や出産・子育てに対する希望の実現度、利用者の多様性、地域差、支援策相互の連携、質と量の評価、支援策の周知と利用のしやすさなど利用者の視点に立った点検・評価指標を導入した、PDCA サイクルの定着を図る。

【参考2】社会保障国民会議最終報告（平成20年11月4日）とりまとめの概要（抜粋）

◇社会保障国民会議の概要

- ・社会保障のあるべき姿について、国民にわかりやすく議論を行うことを目的として、平成20年1月に設置。
- ・「所得確保・保障分科会」、「サービス保障分科会」、「持続可能な社会の構築分科会」の3分科会を設置。

2 これからの社会保障 ～ 中間報告が示す道筋 ～

3 社会保障の機能強化のための改革

(5) 少子化・次世代育成支援対策

① 未来への投資としての少子化対策

少子化は日本が直面する最大の課題。基本は、就労と結婚・出産・子育ての「二者択一構造」の解決を通じた「希望と現実の乖離」の解消。「仕事と生活の調和の実現」と「子育て支援の社会的基盤の拡充」を車の両輪として取り組むことが重要である。

② 仕事と生活の調和の推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、全ての働く者について社会全体で働き方の見直しに取り組んでいくことが必要である。

③ 子育て支援サービスの充実

1歳の壁、4歳の壁、小1の壁、小4の壁の解消など利用者視点に立ったきめ細かな運用面での改善が必要。また、施策の担い手となっている市町村レベルで

の取組の充実、省庁間の連携の強化を図るべきである。

④ 地域における子育て環境の整備

地域の多様な主体が担い手となり、子ども自身の視点に立つとともに、親を一方的なサービスの受け手とせずその主体性とニーズを尊重し、子育てが孤立化しないように、子ども自身と親の成長に寄り添う形で支援することが重要である。

⑤ 少子化対策に対する思い切った財源投入と新たな制度体系の構築

大胆かつ効果的な財政投入を行ってサービスの質・量の抜本的拡充を図るべき。同時に、現在様々な制度に分かれている子育て支援関係サービスを再構成し、一元的に提供することのできる新たな制度体系の構築が不可欠である。

3 中間報告後の議論

(4) 少子化対策の意義と課題

少子化問題は、将来の我が国の経済成長や、年金をはじめとする社会保障全体の持続可能性の根幹にかかわるという点で、最優先で取り組むべき「待ったなし」の課題である。

本年6月の中間とりまとめでは、少子化対策は、将来の担い手を育成する「未来への投資」として位置付け、就労と結婚・出産・育児の「二者択一構造」の解決を通じた「希望と現実の乖離」の解消を目指し、①仕事と生活の調和、②子育て支援の社会的基盤の拡充を「車の両輪」として取り組むことが重要としている。

あわせて、我が国の家族政策関係支出が諸外国に比べて非常に小さいことから、「国が責任をもって国・地方を通じた財源の確保を図った上で、大胆かつ効率的な財政投入を行い、サービスの質・量の抜本的な拡充を図るための新たな制度体系を構築することが必要不可欠」とされている。

(5) 新たな制度体系構築に向けた基本的視点

中間とりまとめで指摘した「新たな制度体系の構築」に関して、保育サービスのあり方や育児休業制度の見直しについては、すでに専門の審議会において、年末に向けて議論が始まっているところであるが、今後の議論に反映させていくため、以下のように課題を整理した。

① 仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保等

新たな制度体系構築に際しては、潜在的な保育サービス等の需要に対し、速やかにサービス提供されるシステムとすることが必要。

働き方の多様化、子育て支援ニーズの深化・多様化を踏まえ、提供者視点ではなく、子どもや親の視点に立った仕組とすることが重要であり、良質なサービスをきちんと選べる仕組とする必要がある。また、病児保育などの多様なニーズへの対応も課題。

サービス量の抜本的拡充のためにも、

- ・ ニーズの多様化に対応した保育の必要性の判断の仕組（「保育に欠ける」という要件の見直し）

- ・ サービスが必要な人が安心して利用できるような保障の強化（権利性の明確化）を図り、保育所と利用者が向き合いながら、良質で柔軟なサービス提供を行う仕組み
- ・ 民間活力を活用する観点からの多様な提供主体の参入
- ・ 一定の質が保たれるための公的責任のあり方

といった見直しの視点を踏まえつつ、専門の審議会において議論を深めていく必要がある。

放課後児童対策について、制度面・予算面とも拡充する必要。

身近な地域における社会的な子育て支援機能の強化が必要。

育児休業制度については、短時間勤務制度など柔軟な働き方を支援することが重要。あわせて、男性（父親）の長時間労働の是正や育児休業の取得促進などの働き方の見直しが必要。その際、企業経営者の意識改革とともに、企業内保育施設設置に対する支援も含め、企業にインセンティブを与えるような仕組みも重要。

縦割り行政を廃し、サービスを実施する市町村における柔軟な取組を可能とすることが必要。

② すべての家庭の子育て支援のあり方

新たな制度体系の構築に当たっては、育児不安を抱える者への対応など、すべての子育て家庭に対する支援をより拡充することが必要。

安心して子どもを産むことができるための妊娠・出産期の支援の拡充が必要。

母子家庭への支援、社会的養護を必要とする子どもや障害児など特別な支援を必要とする子どもに対する配慮が必要。

地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出すことが必要。

③ 国民負担についての合意形成

少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置付けを明確にした上で、効果的な財源投入を行うことが必要。

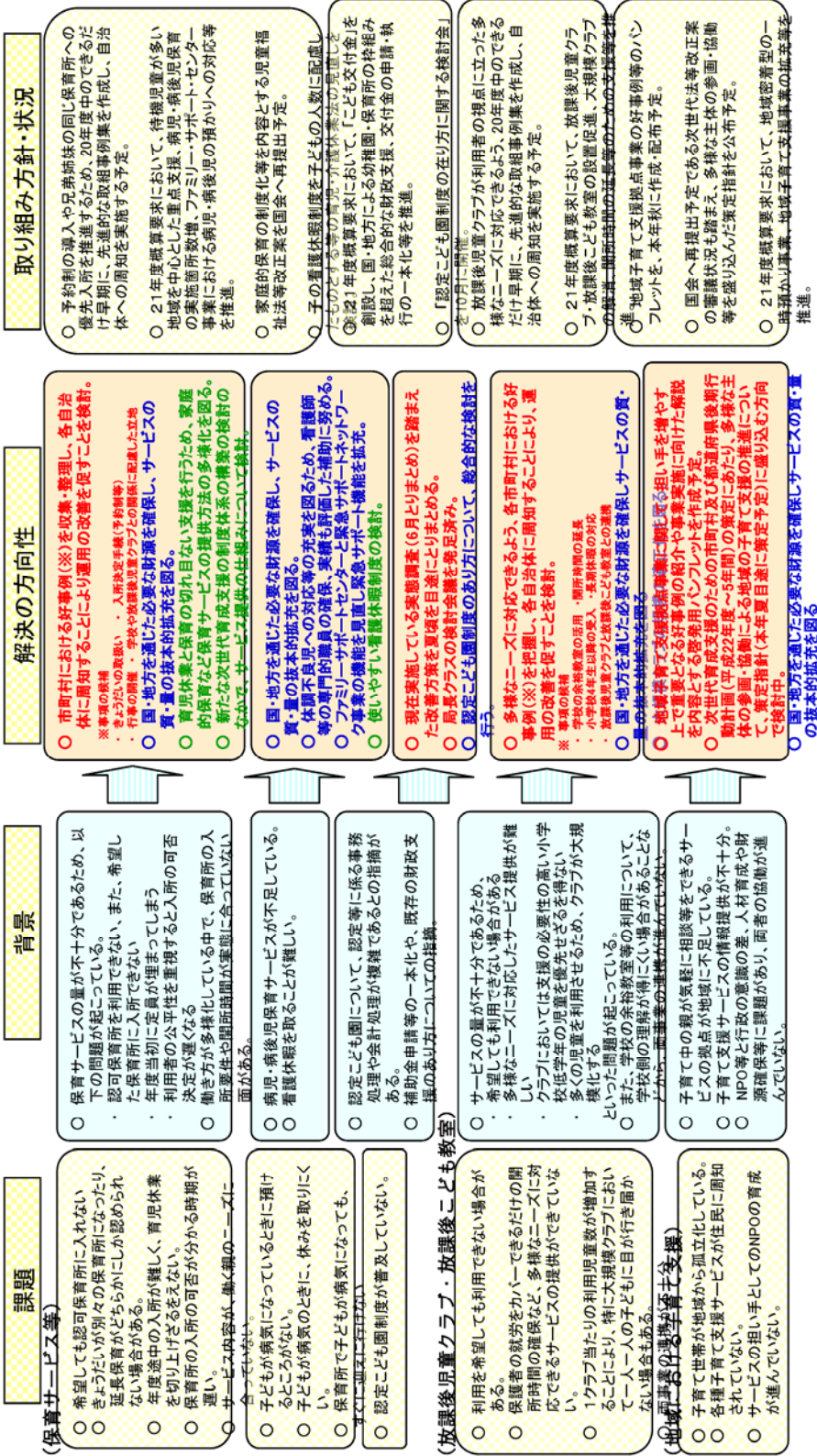
国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額は、昨年末、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議報告において、1.5兆円～2.4兆円と推計されているところ。

また、同試算には含まれていないが、施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、社会的養護など特別な支援を必要とする子ども達に対するサービスの充実に要するコスト、さらには児童手当をはじめとする子育てに関する経済的支援の充実に、緊急性の高い保育をはじめとするサービスの充実に優先の必要性にも留意しつつ併せて検討すべき。

少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業主、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要。

保育等の子育て支援サービスに関する課題・背景と解決の方向性

(注) 青・・・予算に関連 緑・・・制度改正 赤・・・通達等で対応



【参考3】仕事と生活の調和推進のための行動指針

	数値目標設定指標	現状	目標値	
			5年後(2012年)	10年後(2017年)
I 就労による経済的自立が可能な社会	① 就業率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	25～34歳 男性 90.3%	93～94%	93～94%
		25～44歳 女性 64.9%	67～70%	69～72%
		60～64歳 男女計 52.6%	56～57%	60～61%
		65～69歳 男女計 34.6%	37%	38～39%
II 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会	② 時間当たり労働生産性の伸び率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	1.6% (1996年～2005年度の10年間平均)	2.4%(5割増) (2011年度)	-
	③ フリーターの数	187万人 (平成15年にピークの217万人)	ピーク時の3/4に減少(162.8万人以下)	ピーク時の2/3に減少(144.7万人以下)
	④ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	41.5%	60%	全ての企業で実施
III 多様な働き方・生き方が選択できる社会	⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%	2割減	半減
	⑥ 年次有給休暇取得率	46.6%	60%	完全取得
	⑦ メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合	23.5%	50%	80%
III 多様な働き方・生き方が選択できる社会	⑧ テレワーカー比率	10.4%	20%(2010年まで)	-
	⑨ 短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	(参考)8.6%以下	10%	25%
	⑩ 自己啓発を行っている労働者の割合	46.2%(正社員) 23.4%(非正社員)	60%(正社員) 40%(非正社員)	70%(正社員) 50%(非正社員)
	⑪ 第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	45%	55%
	⑫ 保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス(3歳未満児) 20.3%	29%	38%
		放課後児童クラブ(小学1年～3年) 19.0%	40%	60%
	⑬ 男女の育児休業取得率	女性:72.3% 男性:0.50%	女性:80% 男性:5%	女性:80% 男性:10%
⑭ 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1日当たり 60分	1時間45分	2時間30分	

【参考4】「健やか親子21」の目標設定

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

指標	策定時の現状値	直近値	目標
【保健水準の指標】			
1-1 十代の自殺率	*1(00)(人口10万対) 5～9歳 - 10～14歳 1.1(男1.7 女0.5) 15～19歳 6.4(男8.8 女3.8)	*1(04)(人口10万対) 5～9歳 - 10～14歳 0.8(男0.9 女0.8) 15～19歳 7.5(男9.1 女5.7)	減少傾向へ
1-2 十代の人工妊娠中絶実施率	*2(00)(人口千対) 12.1	*12(04)(人口千対) 10.5	減少傾向へ
1-3 十代の性感染症罹患率	*3(00)(有症感染率15～19歳) 性器クラミジア感染症	*19(03)(20歳未満、定点報告(920カ所)による件数、()内定点1カ所あたりの件数)	減少傾向へ

	男子 1960 女子 9680 淋菌感染症 男子 1452 女子 1322 * 19(00) (20歳未満、定点医療機関897カ所、()内定点1か所あたりの件数) ①性器クラミジア 5,697件(6.35) ②淋菌感染症 1,668件(1.86) ③尖圭コンジローマ 657件(0.73) ④性器ヘルペス 475件(0.53)	①性器クラミジア 6,198件(6.79) ②淋菌感染症 2,189件(2.40) ③尖圭コンジローマ 746件(0.82) ④性器ヘルペス 563件(0.62)	
1-4 15歳の女性の思春期やせ症(神経性食欲不振症)の発生頻度	* 3(02) 不健康やせ 中学3年 5.5% 高校3年 13.4% 思春期やせ症 中学1年～高校3年 2.3%	* 3(05) 不健康やせ 中学3年 7.6% 高校3年 16.5% 思春期やせ症 中学1年～高校3年 1.03%	減少傾向へ
1-5 児童・生徒における肥満児の割合		* 20(04) 10.4% 注:学校保健統計調査をもとに日比式により算出	減少傾向へ
【住民自らの行動の指標】			
1-6 薬物乱用の有害性について正確に知っている小・中・高校生の割合	* 4(00) 急性中毒 依存症 小学6年男子 53.3% 73.1% 女子 56.2% 78.0% 中学3年男子 62.3% 82.5% 女子 69.1% 90.6% 高校3年男子 70.9% 87.1% 女子 73.0% 94.0%	* 4(05) 急性中毒 依存症 小学6年男子 70.9% 87.1% 女子 77.1% 91.2% 中学3年男子 69.2% 84.6% 女子 74.8% 91.7% 高校3年男子 67.9% 78.6% 女子 73.5% 89.3%	100%
1-7 十代の喫煙率 「健康日本21」4.2未成年者の喫煙をなくす	* 5(96) 中学1年男子 7.5% 女子 3.8% 高校3年男子 36.9%女子 15.6%	* 5(04) 中学1年男子 3.2% 女子 2.4% 高校3年男子 21.7%女子 9.7%	なくす
1-8 十代の飲酒率 「健康日本21」5.2未成年者の飲酒をなくす	* 5(96) 中学3年男子 26.0%女子 16.9% 高校3年男子 53.1%女子 36.1%	* 5(04) 中学3年男子 16.7%女子 14.7% 高校3年男子 38.4%女子 32.0%	なくす
1-9 性行動による性感染症等の身体的影響等について知識のある高校生の割合		* 3(07) ○性行動は相手の身体や心を傷つける可能性が高いと思う。 男子:63.9% 女子:68.6% ○自分の身体を大切にしている。 男子:66.6% 女子:73.9%	増加傾向

【行政・関係団体等の取組の指標】				
1-10 学校保健委員会を開催している学校の割合	* 7(01) 72.2%	* 7(04) 79.3%	100%	
1-11 外部機関と連携した薬物乱用防止教育等を実施している中学校、高校の割合	* 4(00) 警察職員 麻薬取締官等 中学校 33.8% 0.1% 高等学校 32.7% 4.0%	* 4(05) 警察職員 麻薬取締官等 中学校 77.3% 2.0% 高等学校 74.5% 6.4%	100%	
1-12 スクール・カウンセラーを配置している中学校（一定の規模以上）の割合	* 7(01) 22.5% (3学級以上の公立中学校)	* 7(04) 47.3% (3学級以上の公立中学校)	100%	
1-13 思春期外来(精神保健福祉センターの窓口を含む)の数	* 3(01) 523 か所	* 10(05) 1374 か所 (精神保健福祉センターあるいは保健所が把握している思春期相談ができる医療機関数)	増加傾向へ	
1-14 思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合		* 10(05) 都道府県 100% 政令市 90.9% 市町村 38.8%	100%	
1-15 食育の取組を推進している地方公共団体の割合(4-14 再掲)		* 10(05) 食育における関係機関等のネットワークづくりの推進に取り組む都道府県の割合 87.0% 保育所、学校、住民組織等関係機関の連携により取組を推進している市町村の割合 87.1%	それぞれ 100%	

課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

指標	策定時の現状値	直近値	目標
【保健水準の指標】			
2-1 妊産婦死亡率	* 1(00) 6.6(出生 10 万対) 6.3(出産 10 万対) 78 人	* 1(04) 4.3(出産 10 万対) 49 人	半減
2-2 妊娠・出産について満足している者の割合	* 8(00) 84.4%	* 3(05) 91.4%	100%
2-3 産後うつ病の発生率	* 3(01) 13.4%	* 3(05) 12.8%	減少傾向へ
【住民自らの行動の指標】			
2-4 妊娠 11 週以下での妊娠の届け出率	* 9(96) 62.6%	* 9(03) 66.2%	100%
2-5 母性健康管理指導事項連絡カードを知っている就労している妊婦の割合		* 3(05) 19.8%	100%
【行政・関係団体等の取組の指標】			
2-6 周産期医療ネットワークの整備	* 10(00) 14 都府県	* 10(05) 29 都道府県	2005 年までに全都道府県
2-7 正常分娩緊急時対応のためのガイドライン作成	なし	「助産所における分娩の適応リスト」および「正常分娩急変時のガイドライン」作成→日本助産師会頒布、会員へ周知	作成
2-8 産婦人科医・助産師数	* 11(00) 産婦人科医師数 12,420 人 * 12(00) 助産師数 24,511 人	* 11(04) 産婦人科医師数 12,156 人 * 12(04) 助産師数 25,257 人	増加傾向へ
2-9 不妊専門相談センターの整備	* 10(00) 18 か所	* 10(05) 54 か所	2005 年までに全都道府県
2-10 不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合	* 3(01) 24.9%	* 3(04) 不妊カウンセラー 40.5% 不妊コーディネーター 35.3%	100%
2-11 不妊治療における生殖補助医療技術の適応に関するガイドラインの作成	日本産科婦人科学会会告 「体外受精・胚移植」に関する見解」及び 「非配偶者間人工授精と精子提供」に関する見解	* 3(03) 厚生労働科学研究にて「配偶子・胚移植を含む生殖補助技術」については作成済	作成
【住民自らの行動の指標】			
2-12 出産後 1 か月時の母乳	* 13(00) 44.8%	* 6(05) 42.4%	増加傾向へ

育児の割合(4-9 再掲)			
---------------	--	--	--

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

指標	策定時の現状値	直近値	目標
【保健水準の指標】			
3-1 周産期死亡率	* 1(00) (出産千対) 5.8 (出生千対) 3.8	* 1(04) (出産千対) 5.0 (出生千対) 3.3	世界最高を維持
3-2 全出生数中の極低出生体重児の割合 全出生数中の低出生体重児の割合	* 1(00) 極低出生体重児 0.7% 低出生体重児 8.6%	* 1(04) 極低出生体重児 0.8% 低出生体重児 9.4%	減少傾向へ
3-3 新生児死亡率 乳児(1歳未満)死亡率	* 1(00) (出生千対) 新生児死亡率 1.8 乳児死亡率 3.2	* 1(04) (出生千対) 新生児死亡率 1.5 乳児死亡率 2.8	世界最高を維持
3-4 乳児のSIDS死亡率	* 1(00) (出生10万対) 26.6	* 1(04) (出生10万対) 19.3	半減
3-5 幼児(1~4歳)死亡率	* 1(00) (人口10万対) 30.6	* 1(04) (人口10万対) 25.3	半減
3-6 不慮の事故死亡率	* 1(00) (人口10万対) 0歳 18.2 1~4歳 6.6 5~9歳 4.0 10~14歳 2.6 15~19歳 14.2	* 1(04) (人口10万対) 0歳 13.4 1~4歳 6.1 5~9歳 3.5 10~14歳 2.5 15~19歳 10.6	半減
3-7 う歯のない3歳児の割合		* 21(03) 68.7%	80%以上
【住民自らの行動の指標】			
3-8 妊娠中の喫煙率、育児期間中の両親の自宅での喫煙率	* 13(00) 妊娠中 10.0% * 18(01) 育児期間中 父親 35.9% 母親 12.2%	* 3(05) (3か月児、1歳6か月児、3歳児健診での割合) 妊娠中 7.3% 7.9% 8.3% 育児期間中 父親 54.9% 55.9% 54.5% 育児期間中 母親 11.5% 16.5% 18.1%	なくす
3-9 妊娠中の飲酒率	* 13(00) 18.1%	* 3(05) 14.9% 16.6% 16.7%	なくす
3-10 かかりつけの小児科医を持つ親の割合	* 8(00) 81.7% 1~6歳児の親	* 3(05) 1歳6か月児 86.3% 3歳児 86.4%	100%
3-11 休日・夜間の小児救急医療機関を知っている	* 3(01) 1歳6か月児 86.6%	* 3(05) 1歳6か月児 87.8%	100%

親の割合	3歳児 88.8%	3歳児 89.9%	
------	-----------	-----------	--

3-12 事故防止対策を実施している家庭の割合	* 3(01) 1歳6か月児 79.1% 3歳児 72.8%	* 3(05) 1歳6か月児 80.5% 3歳児 74.7%	100%
3-13 乳幼児のいる家庭で風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	* 3(01) 31.3% 1歳6か月児のいる家庭	* 3(05) 30.7% 1歳6か月児	100%
3-14 心肺蘇生法を知っている親の割合	* 3(01) 1歳6か月児 19.8% 3歳児 21.3%	* 3(05) 1歳6か月児 15.3% 3歳児 16.2%	100%
3-15 乳児期にうつぶせ寝をさせている親の割合	* 3(01) 3.5%	* 3(05) 1.2% 3.3% 2.4%	なくす
3-16 6か月までにBCG接種を終了している者の割合		* 3(05) (参考値) 92.3% (1歳までに接種した者の割合)	95%
3-17 1歳6か月までに三種混合・麻しんの予防接種を終了している者の割合	* 8(00) 三種混合 87.5% 麻しん 70.4%	* 3(05) 三種混合 85.7% 麻しん 85.4%	95%
【行政・関係団体等の取組の指標】			
3-18 初期、二次、三次の小児救急医療体制が整備されている都道府県の割合	* 3(01) 初期 70.2% 二次 12.8% 三次 100%	* 10(05) 初期 政令市 88.0% 市町村 46.1% 二次 54.7%(221/404 地区) 三次 100%	100%
3-19 事故防止対策を実施している市町村の割合	* 3(01) 3~4か月児健診 32.6% 1歳6か月児健診 28.6%	* 10(05) 3~4か月児健診 政令市 71.6% 市町村 48.0% 1歳6か月児健診 政令市 58.3% 市町村 40.7%	100%
3-20 小児人口に対する小児科医・新生児科医師・児童精神科医師の割合	(00) (小児人口 10万対) * 11 小児科医 77.1 * 10 新生児科に勤務する医師 3.9 * 3 児童精神医学分野に取り組んでいる小児科医もしくは精神科医 5.7	(小児人口 10万対) 小児科医 83.5 * 10(05) 新生児科医 6.4 児童精神医学分野に取り組んでいる小児科医もしくは精神科医 13.6	増加傾向へ
3-21 院内学級・遊戯室を持つ小児病棟の割合	* 14(01) 院内学級 30.1% 遊戯室 68.6%	* 10(05) 院内学級 26.1% 遊戯室 37.0%	100%

3-22 慢性疾患児等の在宅医療の支援体制が整備されている市町村の割合	* 3(01) 16.7%	* 10(05) 14.1%	100%
-------------------------------------	--------------------	---------------------	------

課題4 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

指標	策定時の現状値	直近値	目標
【保健水準の指標】			
4-1 虐待による死亡数	* 15(00) 44人 児童虐待事件における被害児童数	* 15(04) 51人 児童虐待事件における被害児童数	減少傾向へ
4-2 法に基づき児童相談所等に報告があった被虐待児数	* 16(00) 17,725件 児童相談所での相談対応件数	* 16(04) 33,408件 児童相談所での相談対応件数	増加を経て減少へ
4-3 子育てに自信が持てない母親の割合	* 8(00) 27.4%	* 3(05) 3か月児、1歳6か月児、3歳児健診の割合 19.0% 25.6% 29.9%	減少傾向へ
4-4 子どもを虐待していると思う親の割合	* 8(00) 18.1%	* 3(05) 4.3% 11.5% 17.7%	減少傾向へ
4-5 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	* 8(00) 68.0%	* 3(05) 77.4% 69.0% 58.3%	増加傾向へ
【住民自らの行動の指標】			
4-6 育児について相談相手がいる母親の割合	* 8(00) 99.2%	* 3(05) 89.2% 98.9% 98.7%	増加傾向へ
4-7 育児に参加する父親の割合	* 8(00) よくやっている 37.4% 時々やっている 45.4%	* 3(05) よくやっている 50.3% 45.4% 39.8% 時々やっている 39.0% 40.4% 43.5%	増加傾向へ
4-8 子どもと一緒に遊ぶ父親の割合	* 8(00) よく遊ぶ 49.4% 時々遊ぶ 41.4%	* 3(05) よく遊ぶ 61.2% 55.4% 48.1% 時々遊ぶ 33.0% 37.6% 42.1%	増加傾向へ
4-9 出産後1か月時の母乳育児の割合(2-12再掲)	* 13(00) 44.8%	* 6(05) 42.4%	増加傾向へ
【行政・関係団体等の取組の指標】			
4-10 周産期医療施設から退院したハイリスク児へのフォロー体制が確立している保健所の割合	* 3(01) 85.2%	* 10(05) 98%	100%
4-11 乳幼児の健康診査に満足している者の割合	* 8(00) 30.5%	* 3(05) 1歳6か月児 32.4% 3歳児 30.0%	増加傾向へ
4-12 育児支援に重点をおいた乳幼児健康診査を行っている自治体の割合	* 3(01) 64.4%	* 10(05) 89.3% (政令市 94% 市町村 89.7%)	100%

4-13 乳児健診未受診児など 生後 4 か月までに全乳 児の状況把握に取り組 んでいる市町村の割合		* 10(05) 87.5%	100%
4-14 食育の取組を推進して いる地方公共団体の割 合(1-15 再掲)		* 10(05) 食育における関係機関等のネットワ ークづくりの推進に取り組む都道府 県の割合 87.0% 保育所、学校、住民組織等関係機 関の連携により取組を推進している 市町村の割合 87.1%	それぞれ 100%
4-15 子どもの心の専門的な 診療ができる医師がい る児童相談所の割合		* 10(05) 29.7%	100%
4-16 情緒障害児短期治療施 設数	* 10(00) 17 施設(15 府県)	* 10(05) 27 施設	全都道府県
4-17 育児不安・虐待親のグ ループの活動の支援を 実施している保健所の 割合	* 3(01) 35.7%	* 10(05) 46.0%	100%
4-18 親子の心の問題に対応 できる技術を持った小児 科医の数	* 17(01) 901 名	* 17(05) 1,163 名	増加傾向

(〇〇) : 調査、統計等の西暦年を表示

- * 1:人口動態統計 * 2:母体保護統計 * 3:厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究等)
- * 4:薬物に対する意識等調査 * 5:健康日本21参照 * 6:乳幼児栄養調査
- * 7:文部科学省調べ * 8:幼児健康度調査 * 9:保健所運営報告(現:地域保健・老人保健事業報告)
- * 10:厚生労働省(母子保健課等)調べ * 11:医師・歯科医師・薬剤師調査 * 12:衛生行政報告例
- * 13:乳幼児身体発育調査 * 14:日本病院会調べ * 15:警察庁調べ * 16:社会福祉行政業務報告
- * 17:日本小児科医会調べ * 18:21世紀出生児縦断調査 * 19:感染症発生動向調査
- * 20:学校保健統計調査をもとに算出 * 21:3歳児歯科健康診査

【参考5】自治体の独自取組事例紹介

1. 事例の抽出方法

事例については、平成 17 年度に厚生労働省が実施した「都道府県及び市町村行動計画分析調査」で把握された独自取組、ならびに少子化白書等で取り上げられた近年の独自取組などから参考となる事例を抽出した。その内容はかなり幅広いものとなっており、少子化対策等についての議論の場で取り上げられている課題の解消に参考となるものと考えられる。

2. 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略策定に向け議論された課題及び参考となる取組

◇親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- ア. 多くの人が出産を境に離職しており、働き方の問題とともに保育サービスが利用できないことも原因になっている。
- イ. 育児休業明けの円滑な入所や、短時間勤務制度の利用とそれに対応した保育の提供など「出産・子育て」と「就労」との間で多様な選択を可能とする切れ目のない支援が提供できていない。
- ウ. 保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行ができていない。
- エ. 保育所に入所できない待機児童が存在し、特に、大都市圏、1～2歳児では、希望の時期に入所できないケースも少なくなく、待機期間も長期化している。中でも、年度後半の入所が困難となっている。
- オ. 学齢期の放課後対策について、待機児童やサービス空白地域が存在している。
- カ. 放課後児童クラブの利用希望は年々増加し、クラブの大規模化に伴う質の確保が課題になっている。
- キ. 「待機児童の解消」という目標設定の方法では、就労希望の増加に対応した必要なサービスの整備という観点が十分反映されない。
- ク. 将来の児童数が減少する見込みの中、行政や事業者が施設整備を伴う保育所の増設に積極的でないケースが存在する。
- ケ. 保育所の提供する保育サービスに加え、弾力的なサービス提供ができる家庭的保育など提供方法の多様化が必要である。

(取組事例)

事業名	取組自治体	事業概要	対応する課題
産休・育休明け入所予約制度	品川区、港区、八戸市、名古屋市、他	年度途中で産後休暇・育児休業明けで復職を予定している保護者に対し、保育園の入所予約を受け付ける。出産後に、保育園に入れるかどうか心配をせず、復職の予定などを立てることが可能。	ア、イ
地域の社会資源を活用した家庭的保育	高浜市	宅老所のスペースを活用し、高齢者とふれあいながら、家庭的な雰囲気の中で保育を実施。スタッフは保育サポーター養成講座を受講した子育て経験者等。	ア、イ
派遣型病後児保育	港区、七尾市、石狩市、他	派遣型一時保育事業として、病気の回復期にある乳幼児(病後児)について、家庭に出向いて保育を行う。	ア、イ
保育入所基準の緩和	八尾市、他	国の基準を大幅に緩和し、おおむね1日4時間以上就労している人を入所基準「c」としており、週2～3日のパート就労の世帯への対応も行っている。	キ
民間保育所での放課後児童クラブの実施		認可保育所で放課後児童クラブを実施。	ウ

◇すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- ア. 一時保育について、市町村の取組状況に差が大きく、事業の実施箇所数が限定されている。
- イ. 実施する施設に対する助成又は委託事業となっているため保護者にとって保障される水準や費用負担が明らかな形でなく、権利性が弱い。
- ウ. NPO、シルバー人材センター、ファミリー・サポート・センター等での一時預かりに対応したサービスへの利用料に対する助成や制度的な位置づけがない。
- エ. 特に待機児童の多い地域などでは、パートタイム就労等を理由とする定期的利用が多く、緊急に生じる一時預かりのニーズへの対応が十分できていない。
- オ. 児童手当は、親の年齢が低く所得水準が相対的に低い、児童が低年齢の時期に特化した給付となっているが、子育て費用は子どもが成長するにつれて増加している。児童手当と税制における措置が、それぞれ別に講じられている。

(取組事例)

事業名	取組自治体	事業概要	対応する課題
地域在宅子育て支援制度「みなとっ子」	港区	妊娠時からの「かかりつけ保育園」制度。一時保育体験、各種育児体験への参加、看護師、栄養士、保育士による育児相談、保育園の行事への参加、「保育園であそぼう」への参加、毎月のお便り送付などがある。	ア、 エ
マイ保育園登録事業	石川県内市町村	妊娠中から出産後の育児不安を解消するために、身近な保育所で育児教室や育児相談を受けることができる制度。保育所は登録制になっており、「マイ保育園利用券」を使って平日午前半日保育を無料で3回受けることができる。	ア、 エ
マイ保育園みんな子育て応援事業	石川県	子育てコーディネーターを配置し、「子育て支援プラン」を作成する。これは、介護保険のケアプランの育児版のようなもので、継続的・計画的な保育サービスの利用を促し、育児不安を解消し、子どもの発達を支援するもの。	エ
派遣型一時保育事業	港区	保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる子どもの自宅に保育者を派遣して保育を行う。一時保育の他、病後児保育、新生児保育もあり。	ア、 エ
派遣型保育サービス	七尾市	市に保育ママとして登録されている子育て経験者が、子どもを預かる派遣型保育サービス。(1)産後の母親の身の回りの世話や新生児の世話(産後・安心ヘルパー派遣サービス)、(2)病気の回復期にある子どもの一時預かり(病後児童在宅保育サービス)、(3)保護者が病気の時や冠婚葬祭の時などの子どもの一時預かり(訪問型一時保育サービス)が含まれる。保育の実施場所は、保育ママの自宅もしくは子どもの自宅。	ア、 エ
協定家庭による子どもショートステイ事業	新宿区	(1)病気や出産のため入院、(2)家族の病気の介護、(3)冠婚葬祭、(4)事故や災害、(5)そのほか、家庭で養育できない事情ができた場合、0歳から小学校6年生までの子どもをショートステイ協力家庭で預かる(1日3000円、減免あり)。	ア
すみずみ子育てサポート事業	福井県	NPO法人やシルバー人材センターなどが行う、一時預かりや家事支援等の利用料を助成。(標準利用料1時間350円)	ウ

事業名	取組自治体	事業概要	対応する課題
子育て応援券	杉並区	就学前の子どものいる家庭に、一時保育や親子コンサートなど、地域の子育て支援サービスに利用できる券を配付。	イ
子育てファミリー世帯居住支援	鹿沼市、新宿区、大阪市他	転居一時金、家賃の差額及び引越し費用を助成(条件あり)。	オ
子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン	愛知県	子育て世帯に適した住まいの基本的な考え方を県民・事業者へガイドラインとして提示。	
子育て支援マンション認定制度	墨田区	区内に供給される、ソフト・ハードの両面で子育てに配慮されたマンションを認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境を整備。	
高齢者世帯と子育て世帯の住替えモデル事業	横浜市	高齢者住み替え相談、子育て世帯への転貸支援、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を一体的に実施。	
道営であえーる	北海道	道営住宅について、子育て支援仕様の住空間、子育て支援サービスを一体的に整備。子どもの年齢に基づく期限付き入居を導入。	